

第百七十九回国会

参議院財政金融委員会会議録第三号

平成二十三年十一月二十五日(金曜日)

午後零時十九分開会

委員の異動

十一月二十五日

辞任

川上 義博君

補欠選任

藤谷 光信君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

尾立 源幸君

大久保 勉君

田中 直紀君

佐藤ゆかり君

塚田 一郎君

荒木 清寛君

委員

大塚 耕平君

金子 洋一君

川崎 稔君

櫻井 充君

広野ただし君

藤田 幸久君

藤谷 光信君

水戸 将史君

愛知 治郎君

鴻池 祥肇君

西田 昌司君

林 芳正君

藤井 基之君

古川 俊治君

若林 健太君

竹谷とし子君

中西 健治君

大門実紀史君

衆議院議員

財務金融委員長

修正案提出者

国務大臣

財務 大臣

副大臣

財務 副大臣

事務局側

常任委員会専門員

中山 恭子君

海江田万里君

寺田 学君

安住 淳君

藤田 幸久君

大嶋 健一君

本日の会議に付した案件

○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付)

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(尾立源幸君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。
本院議長西岡武夫君は、去る五日、逝去されました。誠に哀悼痛惜に堪えません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして、御冥福をお祈り申し上げます。

どうぞ御起立をお願いいたします。黙禱。
〔総員起立、黙禱〕

○委員長(尾立源幸君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、川上義博君が委員を辞任され、その補欠として藤谷光信君が選任されました。

○委員長(尾立源幸君) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安住財務大臣。

○国務大臣(安住淳君) ただいま議題となりました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、納税環境整備についての所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、個人所得課税について、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除の縮減、成年扶養控除の対象の見直し等を行うこととしております。

第二に、法人課税について、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、これに併

せた課税ベースの拡大等を行うこととしております。

第三に、資産課税について、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し等を行うこととしております。

第四に、消費課税について、地球温暖化対策のための課税の特例を創設することとしております。

第五に、納税環境整備について、更正の請求期間を延長する等の措置を講ずることとしております。

なお、本法律案については、一月二十五日に所得税法等の一部を改正する法律案を第百七十七回国会に提出した後、衆議院において御審議いただいておりますが、六月十日には、題名を経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に改める等の所要の修正を加えることについて、さらに、十月二十八日には、施行日等の修正に加え、国税通則法の改正規定中題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定の削除等、所要の修正を加えることについて、それぞれ衆議院の御承諾をいただきました。

次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成二十三年度から二十七年まで実施する施策に必要な財源については、歳出の削減並びに復興特別税の収入、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社株式の処分による収入並びに国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用

して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行することにより、所要の資金調達を行うこととしたところであります。

本法法律案は、このための法律上の手当てについて措置するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十四年度から平成二十七年までの間において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所屬替えをすることとしております。

第三に、税制上の措置として、復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税を創設することとしております。

第四に、平成二十三年補正予算（第3号）から平成二十七年までの各年度において、復興費用の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとし、償還は平成三十四年度までの間に行うこととしております。

なお、平成二十三年補正予算（第1号）において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができることとしております。

第五に、復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てることとし、また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債の償還費用の財源に充てることとしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興施策に必要な財源の確保等についての見直しを行うこととしております。

また、平成三十四年度までに二兆円に相当する

償還費用の財源の確保を旨として税外収入を確保することとし、日本たばこ産業株式会社の株式等の処分の可能性について検討を行うとともに、日本郵政株式会社の株式の処分の在り方を検討し、これらの早期の処分に努めてまいることとし、これによる財源の確保が見込まれる場合、復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税の負担軽減のための所要の措置を講ずることとしております。

以上が、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長（尾立源幸君） この際、両案の衆議院における修正部分について、衆議院財務金融委員長海江田万里君から説明を聴取いたします。海江田万里君。

○衆議院議員（海江田万里君） ただいま議題となりました両法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正について申し上げます。

本修正は、所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除することとしております。

この結果、法律案に存置することとなる改正事項は、法人課税に係る改正事項及び国税通則法に係る改正事項等となります。

次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案に対する修正について申し上げます。

本修正は、国民の負担の在り方を見直す観点から、必要な修正を行うもので、第一に、復興特別所得税の課税対象期間を平成二十五年から平成四

十九年までの二十五年度に延長するとともに、その税率を二・一％に引き下げることにしております。

第二に、復興特別たばこ税に係る規定を削除することとしております。

第三に、復興債及び当該復興債に係る借換国債につきましては、平成四十九年度までの間に償還することとしております。

その他、決算剰余金の償還費用の財源への活用、復興に係る特別会計の設置等に係る規定を整備することとしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（尾立源幸君） 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長（尾立源幸君） 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（尾立源幸君） 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（尾立源幸君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税率引上げ反対に関する請願（第九号）

（第一〇号）（第一二二号）（第一三三号）

（第一四号）

一、所得税法第五十六条廃止に関する請願（第二六号）（第二七号）（第二八号）（第二九号）（第三〇号）（第三一〇号）（第九〇号）（第九一〇号）（第九二二号）（第一〇〇号）（第一六五号）

第九号 平成二十三年十月二十日受理

消費税率引上げ反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉堤一ノ八ノ六

川島直大 外三千三百三十六名

紹介議員 井上 哲士君

世界的経済危機が混迷を深める中で、我が国は依然としてデフレ傾向にあり、国民生活を直撃している。建設業においては、新設着工戸数が一九九六年度の一六三万戸から消費税率五％に引き上げられた一九九七年度に一三四万戸、二〇〇九年度は七十七万戸に激減している。賃金・単価は引き下げられ、内需は縮小し、雇用関係が請負関係に擬される傾向にある。高額所得者・資産家・大手企業への減税が続けられる一方で、大衆増税が行われ貧富の格差が拡大している。雇用関係の崩壊や所得格差拡大に、税制が、取り分け消費税率が影響している。消費税率の問題点は、（一）所得の低い者に負担が重く、所得の高い者の負担が軽い逆進性の強い税制である（二）中小零細での転嫁の困難性から中小零細事業者が負担を強いられる（三）国民消費を抑制し、景気後退の原因となる（四）衣食住の生活必需品まで課税し、生存権を脅かす（五）労働力の外注化を促進させ、労働関係の崩壊・労働条件の悪化を助長することである。消費税率引上げの議論の前に、税の無駄遣いの是正、応能負担強化、内需拡大による経済活性化、雇用の拡大、年金制度等将来不安の解消を図るべきである。国及び地方自治体の財政破綻的状況の原因を改めなければ、消費税率を引き上げても解決しない。

つては、次の事項について実現を図られたい。
一、消費税率を引き上げないこと。

第一〇号 平成二十三年十月二十日受理
消費税率引上げ反対に関する請願

請願者 東京都品川区西大井六ノ一三ノ八
大和貴浩 外三千百三十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一一号 平成二十三年十月二十日受理
消費税率引上げ反対に関する請願

請願者 東京都大田区池上五ノ一七ノ八
細谷徹雄 外三千百三十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二号 平成二十三年十月二十日受理
消費税率引上げ反対に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷二ノ二三ノ一
ノ一〇三 大久保邦夫 外三千百三十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三三三号 平成二十三年十月二十日受理
消費税率引上げ反対に関する請願

請願者 東京都足立区花畑四ノ二三ノ一四
高橋政史 外三千百四十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一四四号 平成二十三年十月二十日受理
消費税率引上げ反対に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷一ノ二七ノ九
石井義男 外三千百三十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二六号 平成二十三年十月二十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 名古屋市中千種区赤坂町二ノ一八
松森みさお 外二万二千二百五十四名

紹介議員 井上 哲士君

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたが、中小零細業者を支えている家族従業者の働き分(自家労賃)は、所得税法第五十六条により、必要経費として認められていない。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者八六万円、家族五〇万円である。税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にできるが、同じ労働に対して、申告の仕方によって働き分を認めない制度に国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されている。一人一人の人權を認めない封建的な家制度の名残である第五十六条は、早急に廃止すべきと三〇〇余の自治体が国に意見書を上げており、世界の主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業者の人格・人權、労働を正當に評価し、国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向け研究、検討すると答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人權保障の基礎をつくるためにも一日も早く廃止することを求める。中小業者は、円高、仕事・売上減により、所得二〇〇万円以下が四四%超と、生きていくことが困難な状況に追い込まれており、二つ、三つの仕事を掛け持ちして、家業、暮らしを守っている。
つては、次の事項について実現を図られたい。
一、所得税法第五十六条を廃止すること。

第二七号 平成二十三年十月二十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 大阪府平野区瓜破五ノ二ノ三六
川口泉 外二万二千二百五十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二八号 平成二十三年十月二十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋一ノ一四ノ八ノ四〇一 中村安子 外二万二千二百五十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二九号 平成二十三年十月二十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡昭和町河西一、三
二七 市川あき 外二万二千二百五十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇号 平成二十三年十月二十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 福島県白河市東深仁井田字道山下
五ノ二 田崎透 外二万二千二百五十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三一三号 平成二十三年十月二十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 大阪府八尾市竹湖四ノ四〇 山田
幸子 外二万二千二百五十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九〇号 平成二十三年十月二十一日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡大口町垣田八ノ一九
ノ四〇六 西垣由美 外二千二百八十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九一〇号 平成二十三年十月二十一日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 札幌市西区発寒十条五ノ三ノ一五
脇坂恵美子 外千四百七十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九二二号 平成二十三年十月二十一日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十七条西一ノ
一ノ二七 齊藤美穂子 外三千七百二十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一〇〇号 平成二十三年十月二十一日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 大分市新川西一六組 磯崎やすよ
外八百七十四名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一六五号 平成二十三年十月二十六日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 宮崎市江平東二ノ一ノ三一 野崎
ミツエ 外千名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、所得税法第五十六条廃止に関する請願(第二三〇号)

一、消費税率の増税反対、緊急に暮らしにかかる消費税率を減税することに関する請願(第二三一号)

一、消費税率の大増税に反対することに関する請願(第二三二二号)

一、所得税法第五十六条廃止に関する請願(第九一〇号)

二四八号(第二四九号)

第二三〇号 平成二十三年十一月八日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 神戸市西区押部谷町西盛一 一九
藤本義隆 外九十九名

紹介議員 石井 一君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二三二号 平成二十三年十一月八日受理
消費税の増税反対、緊急に暮らしにかかる消費税を減税することに関する請願

請願者 群馬県渋川市半田三、一五ノ三
相川由紀子 外二十九名

紹介議員 大門実紀史君

暮らしは、収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増えて苦しくなるばかりである。消費税は、導入時から現在まで「社会保障のため」「国の財政が大変」などが増税の理由とされたが、消費税実施後の二年間は医療や年金などの社会保障が改善され、国の財政赤字は膨らみ続けた。社会保障財源を確保するには、不公平税制を正して無駄遣いをやめ、税金の取り方・使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきである。消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまう。消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる、最悪の逆進的な税制である。増税が貧困と格差を一層ひどくすることは明らかである。二〇〇九年度税制改正法では附則第百四条で「二〇一一年度までに消費税を含む抜本改革の法的措置を講じる」とされたが、附則第百四条を廃止することが必要である。

ついては、国民の暮らしや家計を守るため、次の事項について実現を図りたい。
一、消費税の増税は、やめること。
二、緊急に食料品など暮らしにかかる消費税を減税すること。

第二三二号 平成二十三年十一月八日受理
消費税の増税に反対することに関する請願

請願者 群馬県前橋市大利根町一ノ四ノ九
南雲早苗 外百二十一

紹介議員 大門実紀史君

景気は回復基調にあると言われているが、暮らしは、収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増えて苦しくなるばかりである。消費税は、導入時も、五％への引上げのときも、現在も「社会保障のため」「国の財政が大変」などが増税の理由とされた。しかし、一方で、医療や年金などの社会保障制度は改善され、財政赤字は膨らみ続けている。また、二〇〇七年度分までの消費税の税収合計が一八八兆円である一方、この間の法人三税の減収分は一九九兆円にも上るなど、消費税は大企業の減税に消えている。社会保障財源を確保するには、大規模開発や軍事費などの無駄遣いをやめ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきであり、税金の取り方も、大企業や大金持ちへの行き過ぎた優遇をやめるべきである。消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまう。消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる、最悪の逆進的な税制である。今問題の貧困と格差を一層ひどくすることは明らかである。
ついては、国民の暮らしや家計を守るため、次の事項について実現を図りたい。
一、消費税の増税はやめること。

第二四八号 平成二十三年十一月十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 秋田市南通亀の町一三ノ一一
玉智子 外四百九十五名

紹介議員 寺田 典城君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。
第二四九号 平成二十三年十一月十日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願
請願者 京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町一

〇二 福田敦子 外千二百三十五

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案
一、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第百七十七回国会提出、衆議院継続審査)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

第六節 罰則(第三十四条―第三十九条)

第一章 復興特別法人税
第一節 総則(第四十条―第四十六条)

第二節 課税標準(第四十七条)

第三節 税額の計算(第四十八条―第五十二条)

第四節 申告、納付及び還付等(第五十三条―第五十九条)

第五節 雑則(第六十条―第六十三条)

第六節 罰則(第六十四条―第六十八条)

第六章 復興特別たばこ税
第一節 総則(第六十九条―第七十二条)

第二節 課税標準及び税率(第七十三条―第七十四条)

第三節 免税及び税額控除等(第七十五条―第七十七条)

第四節 申告及び納付等(第七十八条―第八十四条)

第五節 雑則(第八十五条―第八十六条)

第六節 罰則(第八十七条―第八十九条)

第七章 復興債の発行等(第九十条―第九十二条)

第八章 復興特別税の収入の使途等(第九十三条―第九十五条)

附則
第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間に必要となる施策(以下「復興施策」という。)に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定

第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間に必要となる施策(以下「復興施策」という。)に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定

第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間に必要となる施策(以下「復興施策」という。)に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定

第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間に必要となる施策(以下「復興施策」という。)に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定

からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所屬替等の措置を講ずるとともに、

復興特別所得税^{及び}復興特別法人税及び復興特別たばこ税(以下「復興特別税」という。)を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

(基本原則)

第二条 政府は、復興施策に要する費用(平成二十三年度の一般会計補正予算(第1号)及び一般会計補正予算(第2号)に計上された費用を除き、^{七十一}第九十一条に規定する復興債の収入をもつて充てられる費用を含む。)の財源については、東日本大震災復興基本法第七條第一号に基づく歳出の削減並びに^{七十一}第九十三条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章 財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ

第三条 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの間に、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。)^{七十一}第五十八條第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八條第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特

別会計法第五十六條第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第三章 日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替等

(日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替等)

第四条 特別会計法附則第二百二十五條第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社以下この項において「会社」という。)の株式のうち、会社が発行している株式(株主総会において決議することのできる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。)の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をするものとする。

2 政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

(東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替)

第五条 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)附則第十一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式(日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)附則第二十四條第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に対する出資持分に相当するものに限る。)は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をするものとする。

第四章 復興特別所得税

第一節 総則

(定義)

第六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十

三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非永住者 所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。

三 非居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

四 内国法人 所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。

五 外国法人 所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。

六 人格のない社団等 所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。

七 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七條の十二の二第二十一項(同法第三十七條の十三の二第七項において準用する場合を含む。)又は第四十一條の十五第五項において準用する所得税法第二百二十三條第一項(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書をいう。

八 復興特別所得税申告書 第十七條第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八條第二項に規定する期限後申告書をいう。

十 修正申告書 国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書をいう。

十一 更正の請求 国税通則法第二十三條第二項に規定する更正の請求をいう。

十二 更正請求書 国税通則法第二十三條第三項に規定する更正請求書をいう。

十三 更正 国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正をいう。

十四 決定 第二十三條の場合を除き、国税通則法第二十五條の規定による決定をいう。

十五 源泉徴収 第四節の規定により復興特別

所得税を徴収して納付することをいう。

十六 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七 充当 第三十條の場合を除き、国税通則法第五十七條第一項の規定による充当をいう。

十八 還付加算金 国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用)

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の同法第六條の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第十一條及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 所得税法第六條の二第二項及び第六條の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(納税義務者及び源泉徴収義務者)

第八条 所得税法第五條の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六條の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

(課税の対象)

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から平成三十四年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から平成^{四十九}三十四年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

(基準所得税額)

第十條 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

一 非永住者以外の居住者 所得税法第七條第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

二 非永住者 所得税法第七條第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三 非居住者 所得税法第七條第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ 所得税法第七條第一項第四号に定める所得

ロ 租税特別措置法第三條の三第二項に規定する国外公債等の利子等、同法第六條第一項に規定する民間国外債の利子、同法第十一項に規定する外貨債の利子、同法第八條の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九條の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一條の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び同法第四十一條の十二第二項に規定する償還差益

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ 所得税法第七條第一項第五号に定める所得

ロ 租税特別措置法第九條の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第四十一條の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに同法第四十一條の十二第二項に規定する償還差益

(納税地)

第十一條 復興特別所得税(源泉徴収に係るものを除く。)の納税地は、復興特別所得税を納める義務がある者の所得税法第十五條又は第十六條の規定による所得税の納税地(同法第十八條第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七條の規定による所得税の納税地(同法第十八條第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)とする。

3 所得税法第十九條の規定は、所得税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合における復興特別所得税について準用する。

第二節 個人の納税義務

(個人に係る復興特別所得税の課税標準)

第十二條 個人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

(個人に係る復興特別所得税の税率)

第十三條 個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国税額の控除)

第十四條 復興特別所得税申告書を提出する居住

者が平成二十五年から平成^{四十九}三十四年までの各年において所得税法第九十五條第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 前項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例)

第十五條 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、前三條の規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七條第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

(予定納税)

第十六條 平成二十五年から平成^{四十九}三十四年までの各年分の所得税法第一百四條第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の四を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第一百七條第一項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 所得税法第二編第五章第一節(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第一百四條第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の四を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第一百七條第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第一百十一條第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の四を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第一百四條第一項から第三項までの規定及び第一百十五條中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4 前項の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第十七條 所得税法第二百十條第一項、第二百二十四條第一項(同法第二百二十五條第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第一項、第二百二十六條第一項又は第二百二十七條第一項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三條

及び第十四条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 その年分の所得税法第二百二十条第一項第五号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(当該復興特別所得税の額のうちに、出国申告書(同法第二百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書を併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額をいう。)

四 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

五 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額(源泉徴収特別税額がある場合には、第三号に掲げる金額から当該予納特別税額を控除した金額)かつた予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

七 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

二 確定申告書(前項に規定する確定申告書を除く。)を提出する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

三 その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該復興特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4 第一項第五号及び第六号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額(当該税額のうちに、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額をいう。)

一 前条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

5 所得税法第七十二条第一項の規定による申告書(以下この項において「非居住者給与等申告書」という。)を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第三十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第三十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 その者が所得税法第七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第三十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

別所得税の額

ロ 所得税法第七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(当該所得税の額のうちに、同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第三十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。)

ハ イに掲げる復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6 所得税法第七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第三十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額(当該所得税の額のうちに同法第七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第三十条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。)

三 前号に掲げる復興特別所得税の額から第一号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四 第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第三項の規定は、その年分の復興特別所得税に係る第五項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。

(申告による納付等)

第十八条 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第五号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第五号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。)があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合(国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。)において、所得税法第二百二十八条から第三百三条まで(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき(国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。)は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

3 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

4 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額(第六項において準用する所得税法第三十三条第一項の申請書を提出する場合)には、当該復興特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする復興特別所得税の額を控除した額(の二分の一に相当する金額以上の復興特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額につ

いてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。

5 税務署長は、所得税法第百三十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の四を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

6 所得税法第百三十一条第二項及び第三項、第百三十二条第二項並びに第百三十三条から第百三十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第百三十二条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と読み替えるものとする。

7 前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する復興特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

8 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第百七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

9 第三項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合について準用する。

10 第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第十九条 復興特別所得税申告書の提出があった場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第四号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3 復興特別所得税申告書の提出があった場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第六号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の復興特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5 前各項（第二項を除く。）の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百三十八条又は第百三十九条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

6 前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

7 所得税法第百三十八条第三項及び第四項並びに第百三十九条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

8 第十七条第六項の規定による申告書の提出があった場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付する。

9 前項の場合において、同項の申告書に記載された第十七条第六項第二号に掲げる復興特別所得税の額（第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10 第八項の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11 第六項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合について準用する。

12 所得税法第百七十三条第四項の規定は、第八項から第十項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

13 第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第二十条 所得税法第百四十三条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書、次項において「復興特別所得税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2 個人が所得税法第百五十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第百四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（更正の請求の特例）

第二十一条 所得税法第百五十二条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

2 所得税法第百五十三条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申

告又は更正後の金額が過大となると、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額が過少となる)について準用する。

一 確定申告書に記載すべき所得税法第二百一十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百一十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)に掲げる金額

二 復興特別所得税申告書に記載すべき第十七条第一項第一号から第六号までに掲げる金額(更正及び決定)

第二十二條 復興特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

2 所得税法第六十五條第二項同法第六十八條において準用する場合を含む。)の規定は、同項の規定により更正通知書(同項に規定する更正通知書をいう。)にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用する。

(更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等)

第二十三條 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定があった場合において、その決定に係る第十七條第一項第四号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 個人の各年分の復興特別所得税につき更正(当該復興特別所得税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五條の規定による決定をいう。))に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項において「更正等」という。)があった場合において、その更正等によ

り第十七條第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。

3 前二項の場合において、これらの規定による還付金の額の計算の基礎となつた第十七條第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前二項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

4 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七條第一項第六号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項及び第六項において「予納特別税額」という。)を還付する。

5 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第十七條第一項第六号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する予納特別税額を還付する。

6 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

7 前各項(第三項を除く。)の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第六十五條又は第六十六條(これらの規定を同法第六十八條において準用する場合を含む。)の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

8 前項の規定による復興特別所得税及び所得税

の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

9 所得税法第六十五條第四項及び第五項並びに第六十條第四項から第六項まで(これらの規定を同法第六十八條において準用する場合を含む。)の規定は、第一項から第七項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

10 第八項の規定により還付があつたものとされた額に一元未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準の端数計算等)

第二十四條 この節の規定により課する復興特別所得税(附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第六十八條の規定にかかわらず、その課税標準に一元未満の端数があるときは、その全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 この節の規定により納付すべき復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第六十九條の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によつて行い、当該合計額に百円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等(国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第三十一條第三項において同じ。)の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一つの税とみなしてこれを行う。

4 この節の規定により納付すべき復興特別所得

税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(以下この条及び第三十一條第三項において「附帯税等」という。)の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の復興特別所得税及び所得税の合計額によつて行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

5 この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の計算については、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

6 前二項の規定により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一つの税とみなしてこれを行う。

7 第四項又は第五項の規定により按分された額に一元未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(充当の特例)

第二十五條 還付金等又は還付加算金を未納の復興特別所得税及び所得税に充当するときは、これらの税に併せて充当しなければならない。

2 前項の規定による充当があつた場合においては、その充当に係る金額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。

3 前項の規定により充当があつたものとされた額に一元未満の端数がある場合のその処理の方

法その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 法人の納税義務

(法人に係る復興特別所得税の課税標準)

第二十六条 法人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

(法人に係る復興特別所得税の税率)

第二十七条 法人に対して課する復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徴収

(源泉徴収義務等)

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三章の第三項、第六章第二項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第八条の第三項、第九条の第二項、第九条の三の第二項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項及び第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に關する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

3 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。)の際、当該還付をする所得税の額に百分の四を乗じて計算した金額に相當する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一 租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定これらの規定により平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべき還付

二 租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定 これらの規定により平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべき還付

4 所得税法第二百二十五条(租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

5 所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。

6 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつた場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百分の四に相當する額の復興特別所得税及び百分の四に相當する額の所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

7 第三項の規定による還付の手続、前項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一元未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第二十九条 居住者に対して支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等(次条において「給与等」という。)について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができ

一 所得税法第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定による所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第二から別表第四までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二 所得税法第百八十九条第一項の規定により計算した所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額 同法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2 前条第六項及び第七項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があつた場合について準用する。

3 財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。

第三十条 所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。

及び第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額

二 所得税法第百九十条第二号に掲げる税額(租税特別措置法第四十一条の二の第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額)及び当該税額に百分の四を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、又は当該合計額の金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)

2 所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定は、前項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、同法第百九十一条中「前条の場合」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。次条において「特別措置法」という。第三十条第一項(年末調整の場合)と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第百九十二条第一項中「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「同条の」とあるのは「第百九十条(年末調整)に規定する」と、同条第二項中「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、「同条の居住者」とあるのは「第百九十条に規定する居住者」と、「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、同項第一号中「及び第百九十条」とあるのは「並びに特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)及び第三十条第一項」と、「一の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「一の規定」とあるのは「及び特別措置法第二十八条第一項の規定」と、「一の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

3 第二十八條第六項及び第七項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第九十一条若しくは第九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合について準用する。

(源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等)

第三十一条 源泉徴収に係る復興特別所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第九十一条の規定は、適用しない。

2 源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税(附帯税を除く。)の確定金額の端数計算については、国税通則法第九十一条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額が一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第二十四条第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について

て、第二十五条の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節 雑則

(当該職員の質問検査権等)

第三十二条 国税通則法第七十四条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第一項の規定は、復興特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による復興特別所得税に関する質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求をする場合又は同法第七十四条の十二第一項の諮問をする場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
所得税法		第四十五条第一項第二号		所得税(規定)		所得税及び復興特別所得税(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第十八条第六項(申告による納付等)において準用する場合を含む。)の規定	
第四十五条第一項第三号		所得税		所得税の額		所得税の額及び復興特別所得税の額	
第九十五条第		の控除限度額と				所得税及び復興特別所得税の額の控除限度額及び復興特別所得税控	

二項		第百五十三条		第百七十六条第三項		第百七十六条第四項		第百七十六条第二項		第百八十条の二第三項		第百八十条の二第四項		第四十条第三項		第四十条第四項		租税特別措置法	
(又は掲げる金額につき)		掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十八条(定義)に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき		所得税(の額)		所得税の額		所得税の額		所得税(の額)		所得税の額		所得税		及び			
除限度額として政令で定める金額と(若しくは)		掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十八条(定義)に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき		所得税及び復興特別所得税(の額の合計額)		所得税及び復興特別所得税の額の合計額		所得税及び復興特別所得税の額の合計額		所得税及び復興特別所得税(の額の合計額)		所得税及び復興特別所得税の額の合計額		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税		並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えられた			
これらの税を		所得税及び復興特別所得税(これらの税																	

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）		第三條第二項		第百八十三條		の額及び復興特別所得税の額	
第四十條第十三項		の額		の額及び復興特別所得税の額		の額及び復興特別所得税の額	
第九十三條第一項第一号		場合		場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第十八條第六項において準用する場合		場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第十八條第六項において準用する場合	
第三條第二項		第百八十三條		第百八十三條及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下この条において「特別措置法」という。）第二十八條第一項		第百八十三條及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下この条において「特別措置法」という。）第二十八條第一項	
第三條第三項		同条		これら		これら	
第二百三條の二		第二百三條の二及び特別措置法第二十八條第一項		これら		第二百三條の二及び特別措置法第二十八條第一項	
同条		これら		同項及び特別措置法第二十八條第一項		同項及び特別措置法第二十八條第一項	
第三條第四項		同項		同項及び特別措置法第二十八條第一項		同項及び特別措置法第二十八條第一項	
第三條第五項		又は第二百四條第一項		及び第二百四條第一項の規定並びに特別措置法第二十八條第一項		及び第二百四條第一項の規定並びに特別措置法第二十八條第一項	
第三條第六項		第百八十三條		第百八十三條及び特別措置法第二十八條第一項		第百八十三條及び特別措置法第二十八條第一項	
同条		これら		これら		これら	
同法		所得税法		所得税法		所得税法	
申告書		申告書及びこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第六條第八号に規定する復興特別所得税申告書		申告書及びこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第六條第八号に規定する復興特別所得税申告書		申告書及びこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第六條第八号に規定する復興特別所得税申告書	
第百九十條		第百九十條の規定並びに特別措置法第三十條第一項		第百九十條の規定並びに特別措置法第三十條第一項		第百九十條の規定並びに特別措置法第三十條第一項	
所得税を		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税を		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税を		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税を	
とする		とし、当該免税対象の役務提供対価		とし、当該免税対象の役務提供対価		とし、当該免税対象の役務提供対価	

第三條第二項		を還付する		と当該所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第六項及び特別措置法第三十一條第三項の規定を準用する	
第三條第三項		所得税がある		所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収すべき復興特別所得税がある	
前項		特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される前項前段		特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される前項前段	
所得税が国に		所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき復興特別所得税が国に		所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき復興特別所得税が国に	
租税特別措置法		平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法		平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法	
所得税の		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の	
を還付する		と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一條の第十二項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相		と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一條の第十二項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相	

び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）		につきこれらの規定により徴収して納付すべき所得税の額については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「特別措置法」という。）第二十八條第一項の規定の適用があるものとする	
--------------------------------	--	---	--

国税通則法									
第三條の三第二項		所得税の		を還付する		第五條の二第五項		を還付する	
当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八條第六項及び第三十一條第三項の規定を準用する		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の		と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一條の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八條第六項及び第三十一條第三項の規定を準用する		と当該所得税の額につき特別措置法第二十八條第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額のうち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第六項及び特別措置法第三十一條第三項の規定を準用する		同法、特別措置法	
同法、特別措置法		除く。）		所得税（この		第二條第二號		第二條第八號	
所得税及び復興特別所得税（これらの		所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以							

第十五條第二項第一號及び第二號	所得税	下「特別措置法」という。）
第十五條第三項第一號	（以下「予定納税に係る所得税」	及び特別措置法第十六條（予定納税）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」
第二十一條第二項、第三十條第二項及び第三十三條第二項	所得税	所得税、復興特別所得税
第三十七條第一項	所得税に	所得税等に
第四十三條第二項	所得税	所得税、復興特別所得税
第四十六條第一項第三號及び第六十條第一項第四號	所得税	所得税等
第六十五條第三項第二號	加算した金額	加算した金額（特別措置法第十四條（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七條第一項第三號（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）
第七十五條第四項第一號	所得税、所得税法	所得税、復興特別所得税、所得税法、特別措置法第二十條第二項（青色申告）
第八十五條第一項及び第八十六	所得税	所得税、復興特別所得税

相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)	条第一項	所得稅	所得稅、復興特別所得稅
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	第三十七條之三	控除限度額	控除限度額と東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。第三百十四條の八において「特別措置法」という。)第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
	第三百十四條の八	控除限度額	控除限度額、特別措置法第十四條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
		政令で定めるもの	政令で定めるものの合計額

2 前項に定めるもののほか、所得稅又は復興特別所得稅に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一條第一項第一号及び第二百二十三條第一項の規定の適用については、所得稅及び復興特別所得稅は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 所得稅又は復興特別所得稅に係る国税通則法第九十條第一項に規定する更正決定等(以下この号において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該所得稅又は復興特別所得稅と同法第二條第五号に規定する納稅者及び年分源泉徴収に係るこれらの税にあっては、第二十八條第一項に規定する法定納期限が同一である他の復興特別所得稅又は所得稅についてされた更正決定等があるときは、同法第九十條第一項若しくは第二項、第四百四條第二項又は第百

十五條第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別所得稅又は所得稅についてされた更正決定等は、当該所得稅又は復興特別所得稅の同法第十九條第一項に規定する課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 第一項に定めるもののほか、復興特別所得稅に係る租稅條約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律(以下この条及び第六十三條において「租稅條約等実施特例法」という。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 次に掲げる配当等(租稅條約等実施特例法第三條の二第二項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。)のうち、限度稅率(租稅條約等実施特例法第二條第五号に規定する限度稅率をいう。以下この号において同じ。)を定める租稅條約(租稅條約等実施特例

法第二條第一号に規定する租稅條約をいう。以下この号において同じ。)の規定の適用があるものであつて当該配当等につきそれぞれ適用される限度稅率(ホに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度稅率が租稅條約等実施特例法第三條の二第九項に規定する住民稅をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度稅率とする。第三号において「適用限度稅率」という。)が租稅條約等実施特例法第三條の二第二項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得稅法及び租稅特別措置法の規定に規定する稅率以下であるもの(以下この項において「限度稅率適用配当等」という。)又は所得稅及び当該所得稅に係る復興特別所得稅の免除を定める租稅條約の規定の適用があるもの(以下この項において「免除適用配当等」という。)については、第九條及び第二十六條から第二十八條までの規定(二に掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受けるホに掲げる配当等に係るもの)については、同條の規定は、適用しない。

三 限度稅率適用配当等又は免除適用配当等(第一号二又はホに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。)につき租稅條約等実施特例法第三條の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得稅の額が計算され、又は所得稅が課される場合には、当該限度稅率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度稅率を控除する前の当該規定に規定する稅率により計算した所得稅の額を第十條第一号から第三号までに定める所得稅の額として、この章の規定を適用する。

四 租稅條約等実施特例法第七條第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得稅の額又は相手国居住者等(租稅條約等実施特例法第二條第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。)の各年分の復興特別所得稅の額のうちに減額されるものがある場合について適用する。

イ 租稅條約等実施特例法第三條の二第一項に規定する相手国居住者等配当等

五 租稅條約等実施特例法第七條第三項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一條第二項各号に掲げる金額につき租稅條約等実施特例法第七條第一項(前項において準用する場合を含む。)の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得稅申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七條第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は復興特別所得稅申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過少となる)のとき、その更正を受けた居住者又は相手

ハ 租稅條約等実施特例法第三條の二第五項に規定する相手国団体配当等

ホ 租稅條約等実施特例法第三條の二第九項に規定する特定配当等

二 限度稅率適用配当等又は免除適用配当等(前号二に掲げる配当等に係るものに限る。)につき租稅條約等実施特例法第三條の二第十二項において準用する所得稅法第七十二條第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七條第五項及び第七項並びに第十八條第七項から第十項までの規定を準用

する。

国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表所得税法第五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第三十三条第四項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

6 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第四項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第三十四条 偽りその他不正の行為により、第七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しなかつた復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは十

2 前項の免れた復興特別所得税の額が十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、十万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しなかつた復興特別所得税の額）又は第十

七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別所得税の額が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十五条 偽りその他不正の行為により、第二十八條から第三十條までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十六条 第二十八條から第三十條までの規定により徴収すべき復興特別所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた復興特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十七条 正当な理由がなく、第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十九条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十四条第一項若しくは第三項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 復興特別法人税

第一節 総則

（定義）

第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

三 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同法以外の法律によつて法人税に関する法令の規定の適用上同号に規定する公益法人等とみなされるものを含む。）をいう。

四 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

五 連結親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

六 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

七 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

九 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。

十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項に規定する事業年度をいう。

十二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十三 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十四 復興特別法人税申告書 第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）及び第五十四条の規定による申告書をいう。

十五 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十七 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十八 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十九 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)

第四十一条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章(第六節を除く。)の規定を適用する。

2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者となして、この章(次条、第四十六条及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(納税義務者)

第四十二条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、復興特別法人税を納める義務がある。

(課税の対象)

第四十三条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、復興特別法人税を課する。

(基準法人税額)

第四十四条 この章において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 連結親法人以外の法人 当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十七条から第七十条の二まで及び第四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節の二の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

二 連結親法人 当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定及び租税特別措置法第三章第十八節の規定を除く。)

により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

(課税事業年度)

第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一 指定期間内に設立された法人(次号から第五号までに掲げる法人を除く。) 指定期間内の日の属する事業年度

二 公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの(第四号及び第五号に掲げる法人を除く。) その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度

三 公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)で指定期間内に法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等(第五号イ(2)において「普通法人等」という。)に該当することとなったもの(第五号に掲げる法人を除く。) その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度

四 指定期間内に法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人(同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。)のいずれかに新たに該当することとなった外国法人(次号に掲げる法人を除く。) その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度(指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。)

五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

イ 法人税法第十二条の八に規定する

適格合併(同条第十一号に規定する被合併法人が基準法人(当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。)であるものに限る。)が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間(次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。)内に行われた場合における当該合併法人

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人(2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間

(2) 指定期間内に設立された法人、公益法人等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの、公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)で指定期間内に普通法人等に該当することとなったもの及び指定期間内に法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人(同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。)のいずれかに新たに該当することとなった外国法人 指定期間

ロ 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のイに規定する課税対象期間内の日の属する法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度の期間内に当該連結子法人が同法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人

3 法人が各事業年度(前二項の規定により課税事業年度とされる事業年度を除く。)において第十号第四号イ及びロに掲げる所得(外国法人にあっては、法人税法第四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十号第五号イ及びロに掲げる所得(所得税法第六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。)とする。)につき前章の規定により課される復興特別所得税の額(当該法人が連結親法人である場合には、当該各事業年度終了の時に当該法人による連結完全支配関係がある連結子法人の当該各事業年度終了の日の属する事業年度において第十号第四号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額を含む。)がある場合には、当該各事業年度を課税事業年度とみなす。

第四十六条 法人の復興特別法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条までの規定による法人税の納税地とする。

2 法人税法第十九条の規定は、法人税の納税地の指定の処分取消しがあつた場合における復興特別法人税について準用する。

第二節 課税標準

第四十七条 復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度(第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。)のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が三十六月を超える法人(次号及び第三号に掲げる法人を除く。)

当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後三年を経過する日までの期間

二 第四十五条第二項第一号から第四号までに

掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日(同日以前に合併により解散し、又は同日以前に残余財産が確定した場合)には、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日)までの期間

三 第四十五条第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、ないものとする。

第三節 税額の計算

(税率)

第四十八条 復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

(復興特別所得税額の控除)

第四十九条 内国法人が各課税事業年度において第十号第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額、連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時に当り当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。は、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき課される同項の復興特別所得税の額については、適用しない。

3 連結親法人が各課税事業年度において第十号第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額並びに当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連

結事業年度において同号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結親法人の当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

4 第一項及び第二項の規定は、外国法人が各課税事業年度において法人税法第四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十号第五号イ及びロに掲げる所得(所得税法第六十一条第五号に掲げる配当等)で政令で定めるものを除く。につき前章の規定により課される復興特別所得税について準用する。この場合において、第一項中「連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時に当り当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。」とあるのは「(所得税法第六十一条第二号に掲げる対価につき第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税については、その額のうち、同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額を除く。)」と、第二項中「生ずる所得」とあるのは「生ずる当該国内源泉所得」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(外国税額の控除)

第五十条 復興特別法人税申告書を提出する内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額(租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規

定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。)が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第四十八条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の復興特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2 復興特別法人税申告書を提出する連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額(租税特別措置法第六十八条の九十一第一項及び第六十八条の九十三の三第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額とみなされるものを除く。以下この項において同じ。)が当該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除限度額個別帰属額を超えるとき、又は当該連結親法人の当該連結事業年度の個別控除対象外国法人税の額が当該連結親法人の同項に規定する連結控除限度額個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

3 前項に規定する復興特別法人税控除限度額は、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条の規定を適用して計算した復興特別法人税の額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4 法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 第一項又は第二項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(税額控除の順序)

第五十一条 前二条の規定による復興特別法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第四十九条の規定による控除をするものとする。

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 連結親法人又は各連結子法人に各課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担額から減算調整額(当該連結親法人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担額がある場合には減算調整額から当該法人税負担額を控除した金額と、当該課税事業年度の法人税減少帰属額と減算調整額との合計額とする。ただし、当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合において、第五十六条第一項又は第五十九条第一項の規定による還付を受けたときは、当該連結親法人又は各連結子法人に当該課税事業年度又は連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額はないものとし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は第一号に掲げる金額とする。

一 第四十九条第三項の規定による控除をされるべき金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

二 第五十条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

一 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

るものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

四 租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（同条第三項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第三項、第六十八条の十三第二項、第六十八条の十四第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の二第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段（改正法附則第八十条第一項の規定その他これに類する規定として政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額

十二第二項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の百八第一項（同法第六十八条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき法人税法第八十一条の十二（租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百八第一項の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度にあつては、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項第一号及び第三号に規定する税率として、同項の規定を適用する。

3 第一項の連結親法人が法人税法第八十一条の

金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四 前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は法人税法第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第百三十八条第二号に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合に、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）」とする。

4 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第二項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項

（課税標準及び税額の申告）
第五十三条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することとを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額

三 第四十九条の規定による控除をされるべき

本文の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項の規定による申告書である場合にあっては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあっては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一 法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定
二 法人税法第八十一条の二十三第二項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定

5 租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する次に掲げる規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税について準用する。
一 法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定
二 法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定

二 法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定
(還付を受けるための申告)
第五十四条 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。
(復興特別法人税の期限内申告による納付)
第五十五条 第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。

特別法人税を国に納付しなければならない。
(復興特別所得税額の還付)
第五十六条 復興特別法人税申告書の提出があった場合において、当該申告書に第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。
2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日)がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。
一 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)
二 第五十三条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)
三 第五十四条の規定による申告書 当該申告書の提出があった日(当該申告書が基準申告期限(当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書であるものとした場合における当該申告書の提出期限をいう。以下この号において同じ。)前に提出された場合には、その基準申告期限)
3 第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。
4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還

付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(更正の請求の特例)
第五十七条 法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるときについて準用する。

一 法人税法第二十一条に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで(同法第七十四条第一項第一号から第五号まで(同法第七十四条第一項第一号から第五号まで)に掲げる金額又は同法第二十一条第二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第二項第一号から第五号までに掲げる金額
二 復興特別法人税申告書に記載すべき第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる金額
(青色申告)
第五十八条 法人が法人税法第四十二条の二又は第二百一十一条第一項(同法第二百一十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書(次項において「復興特別法人税申告書等」という。)について、青色の申告書により提出することができる。
2 法人が法人税法第二百一十七条第一項 同法第二百一十六条において準用する場合を含む。)の規定により同法第二百一十一条第一項の承認を取り

消された場合には、その取消しに係る同法第二百一十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等(納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。)は、青色申告書(同項の規定により青色の申告書によつて提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同じ。)以外の申告書とみなす。
3 法人税法第三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る復興特別法人税について準用する。
(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)
第五十九条 法人の提出した復興特別法人税申告書に係る復興特別法人税につき更正(当該復興特別法人税についての更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。))に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは判決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第五十三条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。
2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは判決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日)と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適

第五部 財政金融委員会会議録第三号 平成二十三年十一月二十五日 【参議院】

することとなつた日)までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 雑則

(代表者等の自署押印)

第六十条 法人税法第五十一条の規定は、法人の提出する復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。

(連帯納付の責任)

第六十一条 法人税法第八十一条の規定は、復興特別法人の各課税事業年度の復興特別法人税について準用する。

2 法人税法第五十二条の規定は、第四十一条第三項において準用する同法第四条の八第二項の規定により同法第五十二条第一項に規定する主宰受託者が納めるものとされる復興特別法人税について準用する。

(当該職員の問題検査権)

第六十二条 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、法人(連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む)に質問し、又はその帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の作

成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び第六十七条第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人及び当該連結親法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、復興特別法人税に関する調査が必要があるときは、法人(連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む)に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

5 法人税法第十二条第二号の二に規定する分割法人は前二項に規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、同条第十二号の三に規定する分割承継法人は前二項に規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に含まれるものとする。

6 前各項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外

の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項から第四項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)の規定による質問

又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第一項から第四項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法人税法		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
項	第二十六号	第二十六号第一	第三号	(又は)の規定	(若しくは)
項	第二十六号第四	又は			
項	第二十六号第五	又は			
第三十八号第一	(の)額				(の)額及び復興特別法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び

第三十八条第三項	又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される金額又は	重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項(課税標準及び税額の申告)において準用する同項各号に掲げる規定による利子税を除く。)の額
第三十八条第四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項(復興特別所得税額の控除)若しくは第五十六条第一項(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条第一項(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合
第四十条	同項又は 場合	同項若しくは 場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第一項(復興特別所得税額の控除)若しくは第五十六条第一項(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条第一項(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合	同項若しくは 場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第一項(復興特別所得税額の控除)若しくは第五十六条第一項(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条第一項(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合
第六十七條第三項	金額)並びに	金額)及び当該事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに	金額)及び当該事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第六十七條第三項第五号	法人税の額並びに	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに
第六十九條第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と	の控除限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と
第八十条の二	掲げる金額又は 掲げる金額につき	掲げる金額若しくは 掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号(定義)に規定する復興特別	掲げる金額若しくは 掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号(定義)に規定する復興特別

第八十一条の七第一項	同項又は 場合	同項若しくは 場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第三項(復興特別所得税額の控除)若しくは第五十六条第一項(復興特別所得税額の還付)若しくは第五十九条第一項(確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合	法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき
第八十一条の十三第二項	金額)並びに	金額)及び当該連結事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに	金額)及び当該連結事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第八十一条の十五第二項	法人税の額並びに の連結控除限度個別帰属額と	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに の連結控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額と	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに の連結控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額と
第八十一条の二十五第一項	金額、その	金額及び特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の	金額及び特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の
第八十二条	掲げる金額又は 掲げる金額につき	掲げる金額若しくは 掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号(定義)に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで(課税標準及び税額の申告)に	掲げる金額若しくは 掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号(定義)に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで(課税標準及び税額の申告)に

租税特別措置法		国税通則法		地方税法	
第九十三条第一項第二号	含む。	第十五条第二項第三号	法人税 事業年度	第五十三条第二十四項	連結控除限度個別帰属額
含む。以下この号において同じ。及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項	法人税及び復興特別法人税 事業年度	第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項及び第四十三条第二項	法人税	第八十五条第一項及び第八十六条第一項	法人税
掲げる金額につき	法人税、復興特別法人税	第六十五条第三項第二号	加算した金額	第七十五条第四項第一号	若しくは法人税法
含む。以下この号において同じ。及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項	法人税、復興特別法人税	加算した金額(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第四十九条(復興特別所得税額の控除)又は第五十条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額)	法人税、復興特別法人税	法人税法若しくは特別措置法第五十八条第二項(青色申告)	法人税法

第三百二十一条の八第二十四項	連結控除限度個別帰属額	額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
第七百三十四条第三項の表の下欄	政令で定めるもの 連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額

2 前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び復興特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一号イに規定する更正決定等(以下この号及び第六項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第四百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 国税通則法第七十条第三項(租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。)に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税(国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。第六項及び第十項において同じ。)についてする賦課決定(国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)は、

国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第六項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。同条第三項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更

正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第三項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5 法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第十六項又は第六十八条の八十八第十七項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税（これらの規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

6 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び東日本大震災からの復興のための

施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は特別措置法第六十三条第六項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び特別措置法第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

第一次に掲げる更正決定（更正又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項において同じ。）に伴い同法第十九条第一項に規定する課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）又は同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定 当該更正決定に係る復興特別法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

イ 法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者との取引をこれらの規定に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定

ロ イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定

二 前号イ若しくはロに掲げる更正決定又は同号イに規定する事実に基づいてする法人税に係る国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出若しくは前号ロに規

定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその復興特別法人税に係る加算税についてする賦課決定、その納税義務の成立の日

7 租税特別措置法第六十六条の四第十八項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

8 第六項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「特別措置法第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

9 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

10 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。

この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「（納税の猶予）（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、同条第六項中「同法第五十二条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第五十二条第一項」と、「同法第五十一条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）及び同法第五十一条第一項」と読み替えるものとする。

11 租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、内国法人の各課税事業年度の復興特別法人税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各課税事業年度の復興特別法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

12 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過少となるとき、その更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合にお

いて、租税条約等実施特例法第七条第三項の表
法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十
二条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の
特例」（東日本大震災からの復興のための施策を
実施するために必要な財源の確保に関する特別
措置法（平成二十三年法律第 号）第六十三
条第十一項（復興特別法人税に係る法人税法の
適用の特例等）において準用する場合を含む。）
と読み替へるものとする。

13 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定
は、第十一項において準用する同条第一項の規
定による更正に係る還付金又は過納金について
準用する。

14 前各項に定めるもののほか、復興特別法人税
に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十
七号）その他の法令の規定の技術的読替えその
他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政
令で定める。

第六節 罰則

第六十四条 偽りその他不正の行為により、第五
十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税
の額（第四十九条又は第五十条の規定により控
除をされるべき金額がある場合には、同号の規
定による計算をこれらの規定を適用しないでし
た復興特別法人税の額）につき復興特別法人税
を免れた場合には、法人（人格のない社団等を
含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及
び第二項において同じ。）の代表者（人格のない
社団等の管理人及び法人課税信託の受託者であ
る個人を含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法
人が連結親法人である場合には、連結子法人の
代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十
八条第一項において同じ。）でその違反行為をし
た者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた復興特別法人税の額が千万円を
超えるときは、情状により、同項の罰金は、千
万円を超えその免れた復興特別法人税の額に相

当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第
一項の規定による申告書をその提出期限までに
提出しないことにより、同項第二号に規定する
復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条
の規定により控除をされるべき金額がある場合
には、同号の規定による計算をこれらの規定を
適用しないでした復興特別法人税の額）につき
復興特別法人税を免れた場合には、法人の代表
者、代理人、使用人その他の従業者でその違反
行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円
を超えるときは、情状により、同項の罰金は、
五百万円を超えその免れた復興特別法人税の額
に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 正当な理由がなくて第五十三条第一
項の規定による申告書をその提出期限までに提
出しなかった場合には、法人の代表者、代理
人、使用人その他の従業者でその違反行為をし
た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰
金に処する。ただし、情状により、その刑を免
除することができる。

第六十六条 第六十条において準用する法人税法
第六十一条第一項から第四項までの規定に違
反した者又はこれらの規定に違反する復興特別
法人税申告書若しくは当該申告書に係る修正申
告書の提出があった場合のその行為をした者は、
一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。ただし、情状により、その刑を免除す
ることができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者
は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

一 第六十二条第一項から第四項まで（これら
の規定を同条第六項において準用する場合を
含む。）の規定による当該職員の質問に対して
答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこ
れらの規定による検査を拒み、妨げ、若しく

は忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をし
た帳簿書類を提示した者

第六十八条 法人の代表者（人格のない社団等の
管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関して第六十四条第一項若しくは第三項、
第六十五条又は前条の規定を犯したときは、
その行為者を罰するほか、その法人又は人に対
して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第六十四条第一項又は第三
項の規定を犯した法人又は人に罰金を科する
場合における時効の期間は、これらの規定の
罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適
用がある場合には、その代表者又は管理人がそ
の訴訟行為につきその人格のない社団等を代表
するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合
の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六章 復興特別たばこ税

第一節 総則

(定義)

第六十九条 この章並びに附則第三条及び第四
条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当
該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法（昭和五十九年法
律第七十二号）第三条に規定する製造たばこ
をいう。

二 保稅地域 関税法（昭和二十九年法律第六
十一号）第二十九条に規定する保稅地域をい
う。

(課税物件)

第七十条 製造たばこには、この法律により、復
興特別たばこ税を課する。

(納税義務者)

第七十一条 製造たばこの製造者（たばこ税法第
六条第一項ただし書若しくは第七条の規定によ
り製造たばこの製造者とみなされる者又は同法
第十二条第六項若しくは第十三条第五項の規定

により製造たばこ製造者とみなされる者を含
む。）は、平成二十四年十月一日から平成三十四
年九月三十日までの間にその製造場（同法第六
条第五項、第十二条第六項又は第十三条第五項
の規定により製造たばこの製造場とみなされる
場所を含むものとし、同法第五条の規定により
製造たばこの製造場でない保稅地域とみなされ
る製造たばこの製造場を除く。）から移出した製
造たばこ（同法第六条第一項の規定の適用があ
る場合には、その喫煙用等（同項に規定する喫
煙用等をいう。次項において同じ。）に供された
製造たばことし、同条第三項の規定の適用があ
る場合には、その換価された製造たばことし、
同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合
には、その現存する製造たばことする。）につ
き、復興特別たばこ税を納める義務がある。

2

製造たばこを平成二十四年十月一日から平成
三十四年九月三十日までの間に保稅地域（たば
こ税法第五条の規定により保稅地域に該当しな
い製造たばこの製造場とみなされるものを除
く。）から引き取る者（同法第六条第二項の規
定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した
者。第八十五条第一項第二号において同じ。）
は、その引き取る製造たばこ（同法第六条第二
項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等
に供された製造たばこ）につき、復興特別たば
こ税を納める義務がある。

(納税地)

第七十二条 復興特別たばこ税の納税地は、たば
こ税の納税地となる場所とする。

第二節 課税標準及び税率

(課税標準)

第七十三条 復興特別たばこ税の課税標準は、た
ばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とす
る。

(税率)

第七十四条 復興特別たばこ税の税率は、千本に
つき千円とする。

2 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける

製造たばこに係る復興特別たばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき四百七十五円とする。

第三節 免税及び税額控除等 (未納税移出等)

第七十五条 たばこ税法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係る復興特別たばこ税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十三年法律第三十七号)の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係る復興特別たばこ税を徴収する。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合の復興特別たばこ税の還付)

第七十六条 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した復興特別たばこ税額に相当する金額を、当該還付に係る金額及び当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額にあっては、還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額及びたばこ特別税額として計算した金額の還付にあわせて復興特別たばこ税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税額に相当する金額、千分の七百四十五に相当するたばこ税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額の還付があつたものとする。この場合においては、一般会計

における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三十七号。以下この章において「特別措置法」という。)第十条第二項の規定は、適用しない。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先(輸出をした場合に限り、又は廃棄されたこととあるのは輸出先)」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあっては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあっては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替えるものとする。

(戻入の場合の復興特別たばこ税の控除等)

第七十七条 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した復興特別たばこ税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額及び当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額にあっては、還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額及びたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて復興特別たばこ税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税額に相当する金額、千分の七百四十五に相当するたばこ税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。この場合においては、特別措置法第十一条第二項の規定は、適用しない。

3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節 申告及び納付等 (申告及び納付等)

第七十八条 復興特別たばこ税は、たばこ税及びたばこ特別税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税及びたばこ特別税にあわせて徴収しなければならない。

2 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の納付があつたものとする。この場合においては、特別措置法第十二条第二項の規定は、適用しない。

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。) 千分の百四十に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の七百四十五に相当する税額のたばこ税及び千分の百十五に相当する税額のたばこ特別税

二 租税特別措置法第八十八条の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の七十に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の八百七十二に相当する税額のたばこ税及び千分の五十八に相当する税額のたばこ特別税

三 租税特別措置法第八十八条の第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の八十三に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の八百七十五に相当する税額のたばこ税及び千分の四十二に相当する税額のたばこ特別税

(担保の提供)

第七十九条 たばこ税法第二十二条及び特別措置法第十三条第一項の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、復興特別たばこ税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三条第一項及び特別措置

法第十三条第二項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、復興特別たばこ税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第八十条 国税通則法の規定により復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る復興特別たばこ税額、たばこ税額及びたばこ特別税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百四十に相当する金額、千分の七百四十五に相当する金額及び千分の百十五に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき復興特別たばこ税に係る延滞税の額、たばこ税に係る延滞税の額及びたばこ特別税に係る延滞税の額とする。この場合においては、特別措置法第十四条の規定は、適用しない。

2 租税特別措置法第八十八条の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百四十」とあるのは「千分の七十」と、「千分の七百四十五」とあるのは「千分の八百七十二」と、「千分の百十五」とあるのは「千分の五十八」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百四十」とあるのは「千分の八十三」と、「千分の七百四十五」とあるのは「千分の八百七十五」と、「千分の百十五」とあるのは「千分の四十二」とする。

4 第七十八条第一項の規定は、第一項前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第八十一条 前条第一項(同条第二項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、国税通則法の規定により復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第七十八条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

2 第八十二条 復興特別たばこ税に係る過誤納金は、たばこ税及びたばこ特別税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税の過誤納金、千分の七百四十五に相当するたばこ特別税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の百四十に相当する未納の復興特別たばこ税、千分の七百四十五に相当する未納のたばこ税及び千分の百十五に相当する未納のたばこ特別税に対する充当があつたものとする。この場合において、特別措置法第十六条第三項の規定は、適用しない。

4 第八十条第二項又は第三項の規定は、租税特別措置法第八十八条又は第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)
第八十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第七十七条第一項、たばこ税法第十六条及び特別措置法第十一条第一項の規定による復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の還

付に係る金額又は復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の過誤納額に計算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百四十に相当する金額、千分の七百四十五に相当する金額及び千分の百十五に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき復興特別たばこ税に係る還付加算金、たばこ税に係る還付加算金及びたばこ特別税に係る還付加算金とする。この場合においては、特別措置法第十七条の規定は、適用しない。

2 第八十条第二項又は第三項の規定は、租税特別措置法第八十八条又は第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)
第八十四条 復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。この場合においては、特別措置法第十八条の規定は、適用しない。

第五節 雑則
(当該職員の権限)
第八十五条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下この章において「当該職員」という。）は、復興特別たばこ税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、復興特別たばこ税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。）、卸売販売業者（同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者をいう。）、又は小売販売業者（同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。）の組織する団体（当該団体をもって組織する団体を含む。）に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、復興特別たばこ税に関する調査

について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第七十一条及び第七十八条の規定は、適用しない。

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(復興特別たばこ税に係るたばこ税法の適用の特例等)
第八十六条 復興特別たばこ税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二条第五項及び第十三条第四項	たばこ税	たばこ税及び復興特別たばこ税
租税特別措置法	第八十八条の三第三項	たばこ税法	たばこ税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。次項において「特別措置法」という。）
	第八十八条の三第二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第二条第一号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
国税通則法	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税

国税徴収法(昭和 三十四年法律第百 四十七号)	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
災害被害者に対す る租税の減免、徴 収猶予等に関する 法律	第七条第一項 第七条第二項	たばこ税 第十六条第一項若 しくは第五項	たばこ税、復興特別たばこ税 第十六条第一項若しくは第五項、 東日本大震災からの復興のための 施策を実施するために必要な財源 の確保に関する特別措置法(第四 項において「特別措置法」という。 第七十七条第一項(たばこ税法第 十六条第一項又は第五項の規定に 係る部分に限る。))
	第七条第三項	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及び復 興特別たばこ税
	第七条第四項	これらの税目 地方揮発油税に係 るときは、地方揮 発油税法第十二条 第一項及び第三項	揮発油税及び地方揮発油税又はた ばこ税、たばこ特別税及び復興特 別たばこ税 地方揮発油税又はたばこ税、たば こ特別税及び復興特別たばこ税に 係るときは、地方揮発油税法第十 二条第一項及び第三項又は特別措 置法第八十二条第一項及び第三項
相続税法	第十四条第二項	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
たばこ事業法(昭 和五十九年法律第 六十八号)	第九条第一項	たばこ税及び	たばこ税、一般会計における債務 の承継等に伴い必要な財源の確保 に係る特別措置に関する法律(平 成十年法律第百三十七号)に規定 するたばこ特別税及び東日本大震 災からの復興のための施策を実施 するために必要な財源の確保に関 する特別措置法(平成二十三年法 律第 号)に規定する復興特 別たばこ税並びに
金融機関等の更生 手続の特例等に関 する法律(平成八	第七十六条及び第 二百四十二条	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税

年法律第九十五 号)		
会社更生法(平成 十四年法律第百五 十四号)	第二百二十九条	たばこ税
		たばこ税、復興特別たばこ税

2 前項に定めるもののほか、復興特別たばこ税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他のこの章の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により復興特別たばこ税を免れ、又は免れようとした者
二 偽りその他不正の行為により第七十六条第一項又は第七十七条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第七十八条第一項の規定によりたばこ税及びたばこ特別税の申告にあわせて申告しなければならぬ復興特別たばこ税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより、復興特別たばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第八十八条 第八十五条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第八十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第七章 復興債の発行等
(復興債の発行)

第九十条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用(以下「復興費用」という。)のうち平成二十三年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 平成二十三年年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算(第1号)において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会

計補正予算(第3号)に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3 平成二十三年度において、一般会計補正予算(第3号)の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

4 政府は、平成二十四年度から平成二十七年までの各年度において、財政法第四十一条の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5 第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

6 財政法第四十一条ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

(復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第九十一条 前条第一項から第四項までの規定により発行する公債(以下「復興債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される復興債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(復興債等の償還)

第九十二条 復興債及び当該復興債に係る借換国債特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。)については、平成三十四年度までの間に償還するものとする。

第八章 復興特別税の収入の使途等
(復興特別税の収入の使途等)
第九十三条 平成二十四年度から平成三十四年度

までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用(復興債、当該復興債に係る借換国債を含む。次条及び第九十五条第一項。以下同)の償還に要する費用(借換国債の発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)をいう。以下同じ。)の財源に充てるものとする。

2 平成二十四年度から平成二十七年までの間における第三十三条の規定による財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3 次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四十一条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二 特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に所属した東京地下鉄株式会社の株式

三 第五十五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

4 前三項に規定する収入のほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であつて国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

(復興特別税の収入の使途等の特例)
第九十四条 復興特別税の収入、前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入(次項において「復興特別税等の収入」という。)であつて平成三十四年度において生じたものは、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債(財政法第四十一条ただし書の規定により発

行された公債(当該公債に係る借換国債を含む。)を除く。)の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

2 平成三十三年度以前の年度において当該年度までに発行した復興債の償還を完了した場合においては、当該年度から平成三十三年度までの間において生じた復興特別税等の収入(前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入)を準用する。

(特別会計法の適用に関する特例)
第九十五条 復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさな

2 第九十一条の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六章の規定並びに附則第三条、第四条、第八条及び第九条の規定 平成二十四年十月一日

二 第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定(これらの規定中復興特別税に係る部分に限る。)並びに附則第六条の規定 平成二十五年一月一日

三 第五章の規定(前号に掲げる規定を除く。) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築

を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日

四 附則第一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

四 附則第十三条及び第十四条(附則第十三条に係る部分に限る。)の規定 郵政改革法(平成二十三年法律第 号)の施行の日

第二条 特別会計法第六十条の規定にかかわらず、平成二十四年度から平成三十二年までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費(同号に規定する公債の償還金を除く。)に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

(手持品課税等)
○及び第四号
第三条 平成二十四年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製したものを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこの課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で作製したものを所持する場合)は、その合計本数とする。が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たば

を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日

四 附則第一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

四 附則第十三条及び第十四条(附則第十三条に係る部分に限る。)の規定 郵政改革法(平成二十三年法律第 号)の施行の日

を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日

四 附則第一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

四 附則第十三条及び第十四条(附則第十三条に係る部分に限る。)の規定 郵政改革法(平成二十三年法律第 号)の施行の日

を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により復興特別たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く) 千本につき千円

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこ 千本につき四百七十五円

前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十四年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定による復興特別たばこ税額及び当該復興特別たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)附則第二条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同条第十項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受領することができる。

この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十五年四月一日までに、当該申告書に記

載した同項第二号に掲げる復興特別たばこ税額の合計額に相当する復興特別たばこ税を、国に納付しなければならない。

前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る復興特別たばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

第一項の規定により復興特別たばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定により復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の税関長の確認を受けたときは、当該復興特別たばこ税額に相当する金額は、第七十六条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六條第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該復興特別たばこ税額に相当する金額は、第七十七条の規定に準じて、その者の控除又は還

付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者(その製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻入れられた場合)当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合(たばこ税法第二十六条(第二号を除く)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。

第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより復興特別たばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第九項及び前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

前項の規定により第九項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間

による。

(戻入れの場合のたばこ税及びたばこ特別税の控除等に関する経過措置)

第四條 平成二十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く)につき、同日から平成三十四年九月三十日までの間にたばこ税法第十六條第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成二十四年十月分から平成三十四年九月分までの各月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七條第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六條及び第十七條第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、)とする。

平成二十四年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこにつき、同年十月一日以後にたばこ税法第十六條第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする同月分以後の月分については、同法第十七條第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六條及び第十七條第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第四条第二項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、)とする。

13 平成二十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條の規定の適用については、前二項の規定に準じ、政令で定める。

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)

第五條 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる」を「が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。)の総数の三分の一を超える」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第十七條第一号中「第二條第四項」を「第二條第二項」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六條 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九條の次に次の一条を加える。

(清算所得に対する法人税に関する経過措置)

第二十九條の二 十月旧法人税法第九十二條第一項に規定する内国普通法人等であつて、附則第十條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第十條第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第四章の規定により復興特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第二百二十九條第一項、第三百三十五條及び第三百三十七條の規定の適用

については、その課された復興特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税(当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。)の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十三條を第二十四條とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二十三條 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十二條を次のように改める。

(当該職員の質問検査権等)

第六十二條 国税通則法第七十四條の二(第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。)及び第七十四條の七から第七十四條の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四條の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四條の二の規定による復興特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

第六十七條第一号中「第六十二條第一項から第四項まで(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)」を「第六十二條第一項において準用する国税通則法第七十四條の二に、「又はこれら」を「又は同条」に改め、同条第二号を次のように改める。
二 第六十二條第一項において準用する国

税通則法第七十四條の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第七十一條第二項中「第八十五條第一項第二号において同じ。」を削る。

第八十五條を次のように改める。

(当該職員の質問検査権等)

第八十五條 国税通則法第七十四條の五(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)、第七十四條の七から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十二第二項の規定は、復興特別たばこ税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四條の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四條の五の規定による復興特別たばこ税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四條の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3 第一項において準用する国税通則法第七十四條の五(第一号ハに係る部分に限る。)の規定により採取した見本に関しては、第七十一條及び第七十八條の規定は、適用しない。

第八十八條を次のように改める。
第八十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第八十五條第一項において準用する国税通則法第七十四條の五(第一号イ又はロに係る部分に限る。)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条(第一号イからハまでに係る部分に限る。)の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第八十五條第一項において準用する国税通則法第七十四條の五(第一号イに係る部分に限る。)の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

附則第三條第二項中「小売販売業者にあつては、たばこ事業法」を「小売販売業者(たばこ事業法第九條第六項に規定する小売販売業者をいう。)にあつては、同法」に改め、同条第六項中「のうち、特定販売業者」の下に「(たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第一條第三号二中「第二十三條」を「第二十四條」に改め、同条第五号に次のように加える。

ナ 第二十三條及び附則第九十三條の二の規定

附則第九十三條の次に次の一条を加える。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三條の二 第二十三條の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「新特別措置法」という。)(第六十二條第一項「新国税通則法第七十四條の七及び第七十四條の八(新国税通則法第七十四條の七に係る部分に限る。)」の規定を準用する部分を除く。)(の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四條の二第二項第二号に定める者(同条第二項の規定により同号ロに掲げる者に含まれるものとされる者を含む。))に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該者

に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に

関する特別措置法(以下この条において「旧特別措置法」という。第六十二条第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。について適用し、同日前に法人に対して行つた旧特別措置法第六十二条第一項又は第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)及び同条第三項又は第四項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日前に行つた同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新特別措置法第八十五条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分を除く。の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行つた同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取(同日前から引き続き行わ

2 新特別措置法第六十二条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分に限る。の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

3 新特別措置法第八十五条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分を除く。の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行つた同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取(同日前から引き続き行わ

れている調査(同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧特別措置法第八十五条第一項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。について適用し、同日前に旧特別措置法第八十五条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問、検査又は採取(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

4 新特別措置法第八十五条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。))の規定を準用する部分に限る。の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(租税特別措置法の一部改正)
○及び第九条
第八條。租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第八十八條を次のように改める。
(特定販売業者以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ稅の稅率の特例)
第八十八條。たばこ稅法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ稅の稅率は、平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間、同條の規定にかかわらず、千本につき一万二千四百二十四円とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第九條。前條の規定の施行日前に課した、又は課すべきであつたたばこ稅については、なお従前の例による。

(平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律の一部改正)
第十條。平成二十三年度における公債の発行の特

(平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律の一部改正)
第十條。平成二十三年度における公債の発行の特

例に関する法律(平成二十三年法律第六六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「第四條第一項ただし書」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十

別措置法(平成二十三年法律第 号)第九十條第一項から第三項まで」を加える。
(国民年金法等の一部を改正する法律等の法律の一部改正)
第十一條。国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
第一條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條の二の改正規定及び同法附則第三十二條の二の改正規定中「第九十條第二項を第六十九條第二項に改める。」
第二條のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條の二の改正規定中「第九十條第二項を第六十九條第二項に改める。」
第三條のうち私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二條の二の改正規定中「第九十條第二項を第六十九條第二項に改める。」

(復興施策に必要な財源の確保等についての見直し)
第十一條。政府は、この法律の施行後適當な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。
(租税収入以外の収入による財源の確保)
第十二條。政府は、前條の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点で踏まえて、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。
政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十三條。政府は、前條第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式(日本郵政株式会社法(平成二十三年法律第 号)第三條の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。))について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を見直し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。
(決算剰余金の償還費用の財源への活用)
第十五條。政府は、平成二十三年度から平成二十七年までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を財政法第六條第一項の規定に基づき公債又は借入金金の償還財源に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てよう努めるものとする。
(復興特別税の負担軽減措置)
第十四條。政府は、前二條の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十二條の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。
(復興に係る特別会計の設置)
第十七條。政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を管理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する特別会計は、平成二十三年度一般会計補正予算(第三号)のうち第六十九条の規定に基づき発行した復興債の償還に係る債務等について承認するものとする。

(小字及び一は衆議院修正)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外)の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。及び老人扶養親族をいう。

第二条 第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

- イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
- ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者
- ハ 障害者
- ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定

等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

第二条 第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

第二十八号第三項第五号中「超える」を「超え千五百万円以下である」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合 二百四十五万円

第二十八号第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

四 その年中に支払を受ける給与等が役員給与等(その給与が超える場合における第二項に規定する給与所得控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中の役員給与等の収入金額が二十万円を超え二千五百万円以下である場合 二百四十五万円から当該収入金額のうち二十万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額
- 二 その年中の役員給与等の収入金額が二千五百万円を超え三千五百万円以下である場合 百八十五万円
- 三 その年中の役員給与等の収入金額が三千五百万円を超え四千万円以下である場合 百八十五万円から当該収入金額のうち三千五百万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額
- 四 その年中の役員給与等の収入金額が四千

万円を超える場合 百二十五万円

5 前項に規定する役員給与等とは、役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が給与等の支払をする者から役員等の職務の対価(法人税法第三十四条第一項役員給与の損金不算入)に規定する使用人としての職務を有する役員(の当該職務の対価を除く。)として支払を受ける給与等をいう。

一 法人税法第二十五条(定義)に規定する役員

二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一及び別表第二の適用を受ける職員、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずる者として政令で定める者に限る。)

四 地方公務員(前号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者に限る。)

第二十八号に次の一項を加える。

7 その年中に第五項に規定する役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の第二項に規定する給与所得控除額については、第三項各号に定める金額を基準とし、第四項の規定を参酌して政令で定める。

第三十号第二項中「相当する金額」の下に「当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額」を加え、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「この項の下に」及び第六項を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項各号中「前項」を「第三項」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

者をいう。としての政令で定める勤続年数(以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。)が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一 法人税法第二十五条(定義)に規定する役員

二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員及び地方公務員

第三十号に次の一項を加える。

6 その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

第四十九号第一項中「応じ」の下に「償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で通減する償却の方法その他の」を加え、同条第二項中「取得価額」の下に「減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第五十二号第一項中「更生計画認可の決定に基づいて」を削り、「の弁済」を「のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済」に、「場合その他の政令で定める場合において」を「ことその他の政令で定める事実が生じていることにより」に、「貸金等」を「もの」に改める。

第五十七号の二第一項を次のように改める。
居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八号第二項(給与所得)に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第六項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第五十七条の二第二項中「第二十八条第一項に規定する」を削り、「補てんされるを」補填されるに改め、同項第四号中「(弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

六 次に掲げる支出(当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。)で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に關連するものとして政令で定めるもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服で政令で定めるものを購入するための支出

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上關係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

ハ 職務に關連して加入した学術団体又は職業若しくは職場を同じくする者が組織する団体で政令で定めるもの(ハにおいて「学術団体等」という。)の会費で、当該学術団体等の運営に必要な経費に充てるためにその会員その他の構成員が負担する支出

第五十七条の二第三項中「同項を」、修正申告書又は更正請求書(次項において「申告書等」という。)に第一項に改め、同条第四項中

「確定申告書を(申告書等)に、(当該申告書)を(当該申告書等)に改める。

第六十四条第三項中「第五百二十二条(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の種類に、(の記載を)記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第七十条第三項中「たな卸資産を(棚卸資産)に、(補てんされるを)補填される」に改め、同条第四項中「第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があることを認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十一条第二項中「その雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があることを認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十四条第二項第三号中「(平成九年法律第百二十三号)を削る。

第八十三条の二第二項中「次項の下に」並びに次条第一項第一号を加える。

第八十四条第一項を次のように改める。

居住者が控除対象扶養親族を有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき、次の各号に掲げる控除対象扶養親族の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三十八万円(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その居住者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十八万円からその居住者の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十八に相当する金額(当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を控除した残額)

二 特定扶養親族 六十三万円

三 老人扶養親族 四十八万円

第八十五条第三項中「特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族、老人扶養親族」に、「その当時」を、「その当時」に、「当該死亡を」当該死亡に改め、「時の現況による」の下に「ものとし、

第二条第一項第三十四号の四に規定する要介護認定等を受けている者がその当時に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による」を加える。

第九十条第四項中「同項の規定の適用を受ける旨及び」を、「修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、」に、「(の記載を)」を記載した書類の添付」に改め、同条第五項を削る。

第九十五条第五項中「同項を」、修正申告書又は更正請求書(次項において「申告書等」という。)に第一項に、「(の記載があり、かつ)を」を記載した書類に改め、同条第六項中「各年について」を「各年分の申告書等に」に、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「申告書等にこれら」に、「を記載するとともに、当該申告書に」を「及び」に、「を添付した」を「の添付がある」に、「確定申告書に当該を」申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該に改め、同条第七項

を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第二百二十条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一項の規定による申告書に、特定成年扶養親族(第二条第一項第三十四号の四に掲げる者その他の政令で定めるもの)に限る。以下この号において同じ。に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者(特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの)

第二百二十二条第一項中「第二百二十条第三項第三号」を「第二百二十条第四号」に改める。

第二百五十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同法第二十三条第三項に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第二百二十条第一項第四号、第六号」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第二百二十条第一項第六号」に、「第二百二十条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」を「第二百二十三条第二項第七号若しくは第八号」に改める。

第二百六十六条中「第二百二十条第三項第三号」を「第二百二十条第四号」に改める。

第二百九十条第二号中「(給与等の金額)の下に」以下この条において「給与所得控除後の給与等の金額」という。を加え、同号ハ中「扶養控除の額」の下に「当該控除対象扶養親族が成年扶養親族である場合には、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額(以下この節及び次節において「合計所得金額」

という。)の見積額(当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額)及び当該申告書に記載された成年扶養親族(当該成年扶養親族が同項第三十四号の四に掲げる者その他の政令で定める特定成年扶養親族である場合には、第百九十五条の三第二項(給与所得者の成年扶養親族に係る申告書)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)の数に応じ第百八十四条第一項第一号の規定に準じて計算した扶養控除の額)を加え、同号二中「第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額(以下この号において「合計所得金額」という。))の見積額を「合計所得金額の見積額(当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額)」に改める。

第百九十四条第一項第五号中「特定扶養親族」の下に、「特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」を加える。

第百九十五条の二第一項中「掲げる配偶者特別控除」を規定する配偶者特別控除に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額(当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨)

第百九十五条の二の次に次の一条を加える。

(給与所得者の成年扶養親族に係る申告書)

第百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条(年末調整に規定する過不足の額の計算上、成年扶養親族について同条第二号ハに規定する扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次

に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条源泉徴収に係る所得税の納税地の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額(当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨)

三 成年扶養親族の氏名(当該成年扶養親族が特定成年扶養親族に該当する場合には、その旨)

四 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書に成年扶養親族が特定成年扶養親族(第二条第一項第三十四号の四(定義)に掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に該当する旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書という。

第二百一条第一項各号を次のように改める。

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第百九十条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の税額

イ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等(第三十条第四項(退職所得)に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第二号(退職所得の受給に関する申告書)において

同じ。)以外の退職手当等(次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。)に該当する場合

その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。)

同じ。)以外の退職手当等(次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。)に該当する場合

その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。)

ロ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合

その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。)

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第百九十条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合

その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

ロ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合

その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合

政令で定めるところにより計算した金額

第二百一条第二項中「(退職所得控除額)」を削り、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第二百三十一条の二第一項中「及び当該を」並びに当該に改め、「あるときは」の下に「当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十号第四項第三号(障害退職者の割増退職所得控除額)」を「第三十号第五項第三号(退職所得)」に改める。

第二百二十八条の四第三項中「並びに第二百三十四条(当該職員の質問検査権)、第二百三十六条(身分証明書の携帯等)」を削り、「」の規定の下に「並びに国税通則法第七章の二(国税の調査)及び第二百二十七条(罰則)の規定」を加える。

第二百三十一条の二第一項中「で、その年の前々年分の確定申告書(修正申告書を含む。以下この項において同じ。))に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超えるもの(これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。)」を削り、「作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるものを」を作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類に改め、同条第三項を削る。

第二百三十三条から第二百三十六条までを次のように改める。

第二百三十三条から第二百三十六条まで 削除

第二百四十二条第三号中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改め、同条第九号及び第十号を削る。

(四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	125,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	127,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	129,000
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	130,600
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	132,100
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	133,600
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	135,300
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	137,000
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	138,600
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	140,300
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	142,000
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	143,600
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	145,300
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	147,000
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	148,600
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	150,100
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	151,700
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	153,200
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	154,800
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	156,300
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	157,900
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	159,400
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	160,900
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	162,500
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	164,000
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	165,500
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	167,000
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	168,500
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	170,000
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	171,500
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	173,000
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	174,500
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	175,900
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	177,400
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	178,900

別表第二(一)から(三)までを除く。を次のように改める。

(五)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	180,400
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	181,900
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	183,400
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	184,900
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	186,400
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	187,900
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	189,400
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	190,900
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	192,400
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	193,800
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	195,300
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	196,800
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	198,300
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	199,800
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	201,300
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	202,800
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	204,300
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	205,800
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	207,300
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	208,800
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	210,000
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	211,000
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	212,100
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	213,200
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	214,200
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	215,300
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	216,300
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	217,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	218,500
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	219,500
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	220,600
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	221,700
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	222,700
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	223,800
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	224,900
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	226,000
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	227,600
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	229,200
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	230,800
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	232,400
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	234,000
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	235,600
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	237,200
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	238,800
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	240,300
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	241,900
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	243,500
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	245,100
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	246,700
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	248,300

(六)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	249,900	
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	251,500	
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	253,100	
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	254,600	
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	256,200	
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	257,800	
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	259,400	
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	261,000	
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	262,600	
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	264,200	
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	265,800	
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	267,400	
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	269,000	
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	270,500	
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	272,100	
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	273,700	
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	275,300	
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	276,900	
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	278,500	
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	280,100	
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	281,700	
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	283,300	
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	284,800	
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	286,400	
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	288,000	
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	289,600	
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	291,200	
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	292,800	
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	294,400	
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	296,000	
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	297,600	
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	299,100	
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	300,700	
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	302,200	
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	303,700	
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	305,200	
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	306,700	
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	308,200	
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	309,800	
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	311,300	
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	312,800	
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	314,300	
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	315,800	
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	317,300	
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	318,900	
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	320,400	
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	321,900	
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	323,400	
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	324,900	
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	326,400	

(七)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	327,900	
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	329,500	
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,000	
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	332,500	
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,000	
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	335,500	
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,000	
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	338,500	
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,100	
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	341,600	
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	343,100	
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	344,600	
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	346,100	
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	347,600	
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	349,200	
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	350,700	
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	352,200	
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	353,700	
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	355,200	
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	356,700	
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	358,200	
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	359,800	
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	361,300	
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	362,800	
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	364,300	
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	365,800	
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	367,300	
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	368,800	
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	370,400	
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	371,900	
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	373,400	
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	374,900	
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	376,400	
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	377,900	
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	379,500	
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,000	
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	382,500	
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	384,000	
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	385,500	
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	387,000	
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	388,500	
1,010,000円を超え 1,250,000円に満た ない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額								388,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,250,000円		207,030円	196,580円	188,850円	181,570円	174,280円	167,000円	159,720円	152,870円	
1,250,000円を超え 1,740,000円に満たない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
1,740,000円		368,730円	358,280円	350,550円	343,270円	335,980円	328,700円	321,420円	314,570円	
1,740,000円を超え る金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに1,580円を控除した金額										

従たる給与について、扶養親族等の数が7人を超える場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に1人ごとに1,580円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(一)及び(二)を除く。を次のように改める。

(三)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,880	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,930	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	2,980	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,030	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,080	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,140	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,190	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,240	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,290	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,340	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,390	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,440	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,500	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,550	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,600	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,650	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,700	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,750	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,800	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,850	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	3,910	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	3,960	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,010	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,060	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,110	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,160	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,210	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,270	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,320	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,370	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,420	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,470	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,530	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,580	285

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,640	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,690	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,750	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,810	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	4,860	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	4,920	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	4,970	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,020	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,070	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,120	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,180	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,230	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,280	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,330	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,380	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,430	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,480	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,530	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,580	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,630	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,680	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,730	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,780	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,830	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	5,880	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	5,930	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	5,980	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,030	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,080	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,130	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,180	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,230	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,280	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,330	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,380	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,430	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,480	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,530	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,580	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,630	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,680	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,730	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,780	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,830	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	6,880	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	6,930	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	6,980	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,010	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,050	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,080	601

(五)

その日の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,120	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,150	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,190	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,220	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,260	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,290	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,330	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,370	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,400	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,440	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,470	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,510	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,550	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,610	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,660	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,710	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,760	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,820	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	7,870	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	7,920	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	7,980	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,030	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,080	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,140	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,190	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,240	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,290	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,350	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,400	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,450	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,510	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,560	858
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,610	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,660	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,720	890
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,770	908
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,820	926
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,880	944
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	8,930	962
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	8,980	980
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,040	998
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,090	1,016
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,140	1,034
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,190	1,052
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,250	1,070
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,300	1,088
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,350	1,106
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,410	1,124
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,460	1,142
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,510	1,160

(六)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,570	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,620	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,670	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,720	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,780	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,830	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,880	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,940	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	9,990	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,040	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,090	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,140	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,190	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,240	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,290	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,340	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,390	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,440	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,490	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,540	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,590	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,650	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,700	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,750	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,800	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,850	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,900	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,950	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,000	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,050	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,100	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,150	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,200	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,250	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,300	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,350	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,400	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,450	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,500	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,550	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,600	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,660	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,710	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,760	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,810	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,860	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,910	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,960	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,010	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,060	2,060

(七)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え 41,500円に満た ない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち33,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額								12,610円に、 その日の社 会保険料等 控除後の給 与等のうち 33,000円を 超える金額 の40%に相 当する金額 を加算した 金額	2,258円に、 その日の社 会保険料等 控除後の給 与等のうち 33,000円を 超える金額 の24%に相 当する金額 を加算した 金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125		
41,500円を超え 58,000円に満た ない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570		円 8,258
58,000円を超え る金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額 のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								8,258円に、 その日の社 会保険料等 控除後の給 与等のうち 58,000円を 超える金額 の33%に相 当する金額 を加算した 金額	
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載された 扶養親族等 の数に、扶 養親族等に 1人ごとに 50円を、上 の各欄によ つて求めた 税額から控 除した金額	—

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

数の								乙	
4	人	5	人	6	人	7	人		
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210	千円未満	243	千円未満	275	千円未満	308	千円未満		
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241	千円未満
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	555
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	1,862	1,692	1,894	1,720	1,925	1,749	1,957		
1,862	千円以上	1,894	千円以上	1,925	千円以上	1,957	千円以上	555	千円以上

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除し

除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。)については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族							
	扶 養		親		族			
	0	1	2	3	人	人	人	人
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	千円 68	千円 千円未満	千円 94	千円 千円未満	千円 133	千円 千円未満	千円 171	千円 千円未満
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830
40	1,735 千円以上		1,767 千円以上		1,799 千円以上		1,830 千円以上	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、このの規定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九)を次のように改める。

(九)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,450,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,550,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第六の注(二)中「~~第三十條第四項~~」を「~~第三十條~~」に改め、同表の備考(二)中「~~第三十條第四項~~」を「~~第三十條~~」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 更正請求書 国税通則法第二十三條第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

第二十三條第七項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を記載した書類の添付に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第二十三條の二第三項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を記載した書類の添付に改め、同条第四項中「前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の」を「前項に規定する財務省令で定める」に改め、「記載又は」を削る。

第三十一條第一項中「応じ」の下に「償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で減減する償却の方法その他の」を加え、同条第六項中「取得価額」の下に「減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第三十七條第九項及び第十項を次のように改める。

9 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付が

あり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10 税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

第五十二條第一項中「内国法人が」を「次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち」に改め、「その有する金銭債権の」を削り、「場合その他の政令で定める場合において」を「ことその他の政令で定める事実が生じていることにより」に、「金銭債権」を「もの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業年度終了の時に次掲げる法人に該当する内国法人(当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時に次掲げる法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。)

イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(第六十六條第六項第二号又は第三号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人に該当するものを除く。)(又は資本若しくは出資を有しないもの)
ロ 公益法人等又は協同組合等
ハ 人格のない社団等
二 次に掲げる内国法人
イ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

第二条第一項(定義等)に規定する銀行
ロ 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社
ハ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

三 第六十四條の二第二項(リース取引に係る所得の金額の計算)の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人(前二号に掲げる内国法人を除く。)

第五十二條第二項中「内国法人」を「前項各号に掲げる内国法人」に改め、同条第五項及び第六項中「移転する場合」の下に「(当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。)」を加え、同条第九項中「内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項第三号に掲げる内国法人(第五項又は第六項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる内国法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの

二 内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権

第五十七條第一項中「確定申告書提出する」を削り、「七年」を「九年」に改め、「かつ」の下に「第五十九條第二項(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)(同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)、同条第三項及び」を加え、「所得の金額」を「所得の金額の百分の八十に相当する金額」に改め、

同条第二項中「七年内」を「九年内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「第五項又は第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項各号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第四項中「次項」を「第六項」に、「又は第八項」を「次項又は第九項」に改め、「除く。以下この項の下に」及び「次項」を加え、同項第一号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「七年内」を「九年内」に改め、同項第二号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十項中「第八項まで」を「第九項まで及び前項に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、「場合」の下に「であつて欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項の各事業年度終了の時に次掲げる法人に該当する内国法人の当該各事業年度の所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(第六十六條第六項第二号又は第三号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人に該当するものを除く。)(又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。))

二 公益法人等又は協同組合等
三 人格のない社団等
第五十七條第八項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「七年内」を「九年内」に、「前七年内事業年

度」を「前九年内事業年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の内国法人が第五十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、同項に規定する欠損金額のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

第五十七条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前条第五項を「前条第六項」に改め、同項第一号及び同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十八条第一項中「確定申告書を提出する」を削り、「七年」を「九年」に改め、「かつ、」の下に「次条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同条第三項及び」を加え、「所得の金額（を）所得の金額の百分の八十に相当する金額（を）改め、同条第二項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、「次項の下に」又は「第四項を加え、」第四項を「第五項」に改め、同条第五項中「第三項まで」を「第四項まで及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「場合」の下に「であつて災害損失欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同

項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の各事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当する内国法人の当該各事業年度の所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二 公益法人等又は協同組合等
三 人格のない社団等

第五十八条第三項第一号中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の内国法人が次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、災害損失欠損金額（前項の規定により当該内国法人の災害損失欠損金額とみなされたものを含み、この項又は次項の規定によりないものとされたものを除く。）のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

第五十九条第四項中「確定申告書」の下に

「修正申告書又は更正請求書」を加え、「に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入を」により損金の額に算入される金額の計算に、「記載があり、かつ、」を「記載した書類及び更生手続開始の決定があつたこと若しくは再生手続開始の決定があつたこと若しくは第二項に規定する政令で定める事実が生じたことを証する書類又は残余財産がないと見込まれることを説明する書類その他の」に改め、同条第五項中「前項の記載又は書類」を「前項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「確定申告書」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を加え、「その記載又は」を「その」に改める。

第六十条第一項中（平成七年法律第百五号）を削り、同条第二項中「添付し」を「添付し」に改める。

第六十条の二第二項及び第三項を削る。

第六十六条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項及び第三項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第六十八条第一項中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同条第三項中「確定申告書」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を加え、「記載」を「記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第六十九条第十項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を加え、「記載」を「記載した書類」に改め、「記載した書類」を「記載した書類」を削り、「書類の」を「事項を記載した書類の」に改め、同条第十一項中「記載」を「確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「申告書等」という。）に改め、「記載した確定申告書」を削り、「連結確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」に、「記載するとともに、当該申告書に」を「記載した書類及び」に改め、「記載した書類」を削り、「書類を添付し」を「事項を記載した書類の添付

があり」に、「の確定申告書に当該」を「又は各連結事業年度の申告書等」にこの項前段の規定により添付された書類に当該に改め、「当該各連結事業年度の連結確定申告書に」を削り、同条第十二項を次のように改める。

12 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなくつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなくつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第七十二条第三項中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及び第五項」に改め、「の規定」を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除並びに）」を「第六十八条第三項（所得税額の控除及び）」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」とを削り、同条に次の一項を加える。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に必要事項は、政令で定める。

第八十条第一項第二号中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に改め、同条第四項中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改め、「算入されたもの」の下に「及び同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの」を加える。

第八十条の二中「同条第三項に規定する」を削り、「同項に」を「同条第三項に」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度後若しくは」を「事業年度又は」に、「事業年

度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度後若しくは」を「事業年度又は」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該を」各事業年度で決定を受けたに、「第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号を」第七十四条第一項第五号に、「これらの」を「当該」に改める。

第八十一条の四第七項中「連結確定申告書」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「記載した書類の添付」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第八十一条の六第六項中「書類を保存している」を「保存している」に、「書類を第三項各号に規定する寄附金の額又は第四項を」同項に改める。

第八十一条の九第二項中「七年」を「九年」に改め、同項第一号イ中「計算する場合」の下に「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。ロにおいて同じ。）、同条第三項及び」を加え、同号ロ中計算する場合の下に「第五十九条第二項、同条第三項及び」を加え、「連結所得の金額（を「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額（に、「控除前連結所得金額」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同項第二号中「控除前調整所得金額を」控除前調整連結所得金額に改め、同条第二項第一号中「第五十八条第四項を」第五十八条第五項に改め、同号イ中「七年」を「九年」に、「第五項を」第六項に、「又は第八項を」第五項又は第九項に改め、「同条第三項の下に」又は第四項を加え、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに同条第三項第一号イ及びロ中「七年」を「九年」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「七年」を「九年」に、「第五十七条

第五項を」第五十七条第六項に改め、同項第三号中「七年」を「九年」に改め、同項第四号中「会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入」を削り、「七年」を「九年」に改め、同項第五号及び第六号中「七年」を「九年」に改め、同条第七項中「場合」の下に「であつて連結欠損金額の生じた連結事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同条第八項中「第五項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一 普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二 協同組合等である連結親法人

第八十一条の十二第二項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

第八十一条の十四第一項中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同条第二項中「連結確定申告書」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「記載した書類の添付」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条の十五第九項中「連結確定申告書」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「記載した書類」に改め、「を記載した書類を削り、「書類の」を「事項を記載した書類の」に改め、同条第十項中「について」を「の

連結確定申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「申告書等」という。）に改め、「を記載した連結確定申告書」を削り、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「連結確定申告書にこれら」を「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」に、「記載するとともに、当該申告書に」を「記載した書類及び」に改め、「を記載した書類を削り、「書類を添付し」を「事項を記載した書類の添付があり」に、「の連結確定申告書に当該を」又は各事業年度の申告書等に「この項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、「当該各事業年度の確定申告書に」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができ

第八十一条の二十第三項中「の規定」及び「及び第三項を削り、「並びに」を「及び」に、「連結確定申告書に」を「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「連結中間申告書に」を「連結中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「」同条第十一項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」とを削り、同条に次の一項を加える。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項に」を「同条第三項に」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「連結

事業年度後若しくは」を「連結事業年度又は」に、「連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該を」各連結事業年度で決定を受けたに改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「連結事業年度後若しくは」を「連結事業年度又は」に、「連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該を」各連結事業年度で決定を受けたに、「第八十一条の二十二第二項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号を」第八十一条の二十二第二項第五号に、「これらの」を「当該」に改める。

第四百四十三条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第四百四十五条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中、「第四十六条を」及び「第四十六条」に改め、「及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに」を「第六十八条第三項（所得税額の控除）及び」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「と、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」を削り、「準用する第六十八条第三項及び第四項を」準用する第六十八条第三項に改める。

第五百五十三条の前の見出しを削り、同条から第五百五十七条までを次のように改める。

第五百五十三条から第五百五十七条まで 削除

第五百六十二条を次のように改める。

第六百六十二条 第七十一条第一項（中間申告）（第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第

一項「連結中間申告」の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第四百四十五条の五（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（相続税法の一部改正）

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号イ中「すべて」を「全て」に改め、「相続人の数」の下に「（当該相続人の数

のうち次に掲げる者の合計数とし、その者が次の（1）から（3）までのうち二以上に該当する者である場合には、その者の数を一とする。」を加え、同号イに次のように加える。

（1）二十歳未満の者

（2）第十九条の四第二項に規定する障害者

（3）相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

第十二条第一項第六号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六千万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額	百分の五十
六億円を超える金額	百分の五十五

第十九条の二第二項第二号中「すべての者に係る相続税の総額」を「全ての者に係る相続税の総額」に、「すべての者に係る相続税の課税価格の合計額」を「全ての者に係る相続税の課税価格の合計額」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に、「得た」を「算出した」に改め、同条第三項中「同じ」の下に「又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」を加え、「し、かつ、財産の取得の状況を証する書類」を「した書類」に、「を添付して、当該申告書を提出した」を「の添付が

ある」に改め、同条第四項中「申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかつたこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削り、同条第五項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条第六項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改

める。

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の六第二項中「を含む」を「及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む」又は「国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」に、「の記載があり、かつ、

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に、「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十条第一項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十七号」に改め、同条第二項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十八号第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第四項中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2 贈与税について申告書を提出した者に対する国税通則法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第三十五条第三項及び第四項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

同項の婚姻期間が二十年以上である旨を証する」を「記載した」に改め、同条第三項中「申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかつたこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削る。

第二十一条の七の表を次のように改める。

百分の十
百分の十五
百分の二十
百分の三十
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

第三十六条第一項中「次項において」を「第三項において」に、「。以下この項及び次項」を「。以下この条」に、「並びに」を「及び」に、「第三十六条第一項及び第二項」を「第三十六条第一項から第三項まで」に改め、同項第三号中「する加算税」の下に「（次項及び第三項において「加算税」という。）を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「（国税の徴収権の消滅時効）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「当該申告書」を「当該納税申告書」に、「前項」を「前二項」に改め、同項第二号中「係る」の下に「加算税についてする」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴い贈与税に係る加算税についてする賦課決定

は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「相続税法第三十六条第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

第五十一条第二項第一号ハ及び第二号ハ並びに第三項各号中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第五十五条ただし書中「第三十二条の」を「第三十二条第一項に規定する」に改める。

第五十九条第六項中「並びに次条第一項及び第七十条を」と及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第七十条を次のように改める。

第七十条 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（地価税法の一部改正）

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除

第四十一条を削る。

第四十二条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四十一条とする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「一年」を「五年」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条」に改める。

第五十六条第一項第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に改め、同項第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に、「第四十五条第一項第五号又は第七号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第二項第一号中「の確定申告書等に記載した」を「で決定を受けた課税期間に係る」に改め、同項第二号中「の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号」を「で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 削除

第六十三条を削り、第六十三條の二を第六十三條とする。

第六十五条第四号及び第五号を削る。

（酒税法の一部改正）

第七条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の七」に、「第五十三條の二」を「第五十三條」に改める。

第五章中第三十条の六の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第三十条の七 国税通則法第七十四条の四第二項（当該職員の酒税に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第六條及び第三十条の二から第三十条の五までの規定は、適用しない。

第五十三条を削り、第五十三條の二を第五十三條とする。

第五十八條第一項第十三号を削る。

（たばこ税法の一部改正）

第八条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第二十七條」を「第二十六條」に、「第二十八條」を「第二十七條」に、「第二十九條」に改める。

第四章中第二十二條の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十二條の二 国税通則法第七十四条の五第一号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四條及び第十七條から第二十條までの規定は、適用しない。

第二十七條を削る。

第六章中第二十八條を第二十七條とする。

第二十九條第六号を削り、同条を第二十八條とする。

第三十条第二項中「第二十八條第一項」を「第二十七條第一項」に改め、同条を第二十九條とする。

（揮発油税法の一部改正）

第九条 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條」を「第十三條の二」に、「第二十六條の二」を「第二十六條」に改める。

第三章中第十三條の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第十三條の二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の五第二号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第三條及び第十條から第十二條の二までの規定は、適用しない。

第十七條の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」

に改め、同条第一項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に、「一」を「いずれかに」に、「もどし入れたの日」を「戻入れの日」に改め、「以下」を削り、「行なわれている」を「行われている」に改め、同項第二号中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第四項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第五項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第六項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第八項中（昭和三十七年法律第六十六号）を削る。

第二十六條を削り、第二十六條の二を第二十六條とする。

第二十八條第七号を削る。

（地方揮発油税法の一部改正）

第十条 地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百号）の一部を次のように改正する。

第十四條の二を次のように改める。

（採取した見本に関する適用除外）

第十四條の二 国税通則法第七十四条の五第二号ハの規定により採取した見本に関しては、第五條及び第七條の規定は、適用しない。

第十六條を削る。

第十七條第一項中「前二條」を「前條」に、「当該各條」を「同條」に改め、同条第二項中第十五條第一項を「前條第一項」に改め、同条を第十六條とする。

（石油ガス税法の一部改正）

第十一条 石油ガス税法（昭和四十年法律第五百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第二十七條」を「第二十六條」に、「第二十八條」を「第二十七條」に、「第二十九條」に改める。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十条の二 国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に

係る質問検査権の規定により採取した見本
に關しては、第四条、第十二条第七項本文
(第十三条第七項において準用する場合を含
む。)及び第十六条から第十九条までの規定
は、適用しない。

第二十六条を削る。

第二十七条を第二十六条とする。

第六章中第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第七号を削り、同条を第二十八
条とする。

第三十条第二項中「第二十八条第一項を」第
二十七条第一項に改め、同条を第二十九条と
する。

(石油石炭税法の一部改正)

第十二条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第
十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第
二十三条」を「第二十二條」に、「第二十四條―第
二十六條」を「第二十三條―第二十五條」に改め
る。

第四章中第十八条の次に次の一条を加える。

(採取した見本に關する適用除外)

第十八条の二 国税通則法第七十四条の第五第
号ハ(当該職員のため、この税等に関する調査に
係る質問検査権の規定により採取した見本
に關しては、第四条及び第十三条から第十七
条までの規定は、適用しない。

第二十三条を削る。

第六章中第二十四条を第二十三条とする。

第二十五条第六号を削り、同条を第二十四
条とする。

第二十六条第二項中「第二十四条第一項を」
「第二十三條第一項」に改め、同条を第二十五
条とする。

(航空機燃料税法の一部改正)

第十三条 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第
七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条」に、「第二十
条―第二十二條」を「第十九條―第二十一條」に

改める。

第十九条を削る。

第六章中第二十條を第十九條とする。

第二十一条第三号を削り、同条を第二十條と
する。

第二十二條第二項中「第二十條第一項を」第
十九條第一項に改め、同条を第二十一條とす
る。

(電源開発促進税法の一部改正)

第十四条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律
第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十一條」に、「第十三
條―第十五條」を「第十二條―第十四條」に改め
る。

第十二條を削る。

第五章中第十三條を第十二條とする。

第十四條第三号を削り、同条を第十三條とす
る。

第十五條第二項中「第十三條第一項を」第十
二條第一項に改め、同条を第十四條とする。

(自動車重量税法の一部改正)

第十五条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第
八十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「一年」を「五年」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條」を「第二十條」に、「第二
十二條―第二十五條」を「第二十一條―第二十四
條」に改める。

第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第
二十一條とする。

第二十三條第五号を削り、同条を第二十二條
とする。

第二十四條を第二十三條とし、第二十五條を
第二十四條とする。

(国税通則法の一部改正)

第十七條 国税通則法(昭和三十七年法律第六
十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 行政手続法との關係(第七十四條の二)」を「第七章の二 国税の調査(第七十
四條の二―第七十四條の十三)」に、「第百二十八條」を「第百二十九條」に改める。

第二条第六号ハ(2)中「この号及び第十五條第
二項第三号において」を削り、「第五項」を「第六
項」に改める。

第二十三條第一項中「二」を「いずれかに」
に、「一年」を「五年(第二号に掲げる場合のうち
法人税に係る場合については、九年)に改め、
同条第二項中「二」を「いずれかに」に、「掲げ
る」を「定める」に改める。

第五十八條第一項第二号中「不服申立て」の下
に「又は訴え」を加え、同条第三項中「さかのほ
つて」を「遡つて」に改める。

第七十條第一項から第三項までを次のように
改める。

次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号
に定める期限又は日から五年(第二号に規定
する課税標準申告書の提出を要する国税で当
該申告書の提出があつたものに係る賦課決定
(納付すべき税額を減少させるものを除く。)
については、三年を経過した日以後におい
ては、することができない。

一 更正又は決定 その更正又は決定に係る
国税の法定申告期限(還付請求申告書に係
る更正については当該申告書の提出した日
とし、還付請求申告書の提出がない場合に
する決定又はその決定後にする更正につい
ては政令で定める日とする。)

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係
る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課
税方式による国税に係る賦課決定 その納
税義務の成立の日

2 法人税に係る純損失等の金額で当該課税期
間において生じたものを増加させ、若しくは
減少させる更正又は当該金額があるものとす

る更正は、前項の規定にかかわらず、同項第
一号に定める期限から九年を経過する日ま
で、することができ。

3 前二項の規定により更正をすることができ
ないこととなる日前六月以内にされた更正の
請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われ
ることとなる加算税についてする賦課決定
は、前二項の規定にかかわらず、当該更正の
請求があつた日から六月を経過する日まで、
することができ。

第七十條第四項を削り、同条第五項中「金額」
についての更正の下に(前二項の規定の適用
を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るも
のを除く。を加え、「前各項」を「第一項又は前
項」に、「次の各号」を「第一項各号」に改め、同
項各号を削り、同項を同条第四項とする。

第七十一條第一項中「掲げる期間」を「定める
期間」に改め、同項第二号中「前条第二項第一号
又は第二号の規定に該当するもの」を「納付すべ
き税額を減少させる更正又は純損失等の金額で
当該課税期間において生じたもの若しくは還付
金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額
があるものとする更正」に改め、同条第二項中
「(以下この項において)を(以下)に改める。

第七十二條第一項中「法定納期限」の下に「第
七十條第三項の規定による更正若しくは賦課決
定又は」を加え、「に掲げる」を「の規定による」
に、「同号」を「これらの規定」に、「裁決等又は
更正」を「更正又は裁決等」に改める。

第七十四條の二第二項中「(昭和二十八年法律
第六号)」を削り、「対する処分」の下に「(第八
条(理由の提示)を除く。)」を、「不利益処分」の
下に「(第十四條(不利益処分の理由の提示)を除
く。)」を加え、第七章の二中同条を第七十四條

の十四とし、同章を第七章の三とする。
第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 国税の調査

(当該職員は所得税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の二 国税庁、国税局若しくは税務署(以下「国税庁等」という。)又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。)は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件(税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)又はその帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)次条から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第二百三十三条第一項(確定損失申告)、第二百二十五条第三項(年の中途中で死亡した場合の確定申告若しくは第二百二十七条第三項(年の中途中で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を同法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出した者

ロ 所得税法第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書、同法第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十七条から第二百二十八条の三まで(信託の計算書等)に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二 法人税に関する調査 次に掲げる者

イ 法人(法人税法第二条第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第四項において同じ。)

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者消費税に関する調査(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる者

イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第四十六条第一項(還付を受けるための申告)の規定による申告書を提出した者

ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等)をいう。以下この条において同じ。)をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四 消費税に関する調査(税関の当該職員が行うものに限る。) 次に掲げる者

イ 課税貨物を保税地域から引き取る者
ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 分割があつた場合の前項第二号の規定の適

用については、分割法人(法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第三項において同じ。)は前項第二号ロに規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第三項において同じ。)は前項第二号ロに規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に、それぞれ含まれるものとする。

3 分割があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第二条第一項第六号に規定する分割法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等をする義務があると認められる者、同条第一項第六号の二に規定する分割承継法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、それぞれみなす。

4 第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、法人税に関する調査にあつては法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査に係る連結子法人又は当該連結子法人に係る同項第二号ロに掲げる者に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結親法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する法人税に関する調査にあつては当該国税局又は

税務署の当該職員を、それぞれ含む。)に、消費税に関する調査にあつては消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する第一項第三号イに掲げる者に対する消費税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。)に、それぞれ限るものとする。

(当該職員の相続税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の三 国税庁等の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査若しくは相続税若しくは贈与税の徴収又は地価税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査又は徴収の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、第一号イに掲げる者の財産若しくは第二号イからハまでに掲げる者の土地等(地価税法第二条第一号(定義)に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該財産若しくは当該土地等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収 次に掲げる者

イ 相続税法の規定による相続税又は贈与税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者(以下この号及び次項において「納税義務がある者等」という。)

ロ 相続税法第五十九条(調書の提出)に規定する調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者

ハ 納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認めら

れる者

二 納税義務がある者等が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
ホ 納税義務がある者等に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
ヘ 納税義務がある者等から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
ト 納税義務がある者等の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

二 地価税に関する調査 次に掲げる者

イ 地価税法の規定による地価税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者
ロ イに掲げる者に土地等の譲渡(地価税法第二条第二号に規定する借地権等の設定その他当該土地等の使用又は収益をさせる行為を含む。ロにおいて同じ。)をしたと認められる者若しくはイに掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者

ハ イに掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者
二 国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

三 分割があつた場合の第一項第二号の規定の適用については、分割法人は同号に規定する土地等の譲渡をしたと認められる者に、分割承継法人は同号に規定する土地等の譲渡を受けたと認められる者に、それぞれ含まれ

るものとする。

四 第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査にあつては、土地等を有する者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第二号イに掲げる者に対する地価税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。)に限るものとする。

(当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権)
第七十四条の四 国税庁等又は税関の当該職員(以下第四項までにおいて「当該職員」という。)は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類製造者(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項(酒類の製造免許に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。)、酒母(同法第三条第二十四号(その他の用語の定義)に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。))若しくはもろみ(同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。))の製造者、酒類(同法第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。))の販売業者又は特例輸入者(同法第三十条の六第三項(納期限の延長)に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。))に対して質問し、これらの者について次に掲げる物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ又は酒類の製造の際生じた副産物
二 酒母の製造者が所持する酒母
三 もろみの製造者が所持する酒母又はもろみ
四 酒類の販売業者又は特例輸入者が所持す

る酒類

五 酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取りに関する一切の帳簿書類
六 酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件

二 当該職員は、前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料を検査するため必要があるときは、これらの物件又はその原料について、必要最少限度の分量の見本を採取することができる。

三 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母若しくはもろみを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。

四 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒税法第十条第二号製造免許等の要件)に規定する酒類販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体の酒類の製造若しくは販売に関し参考となるべき事項を質問し、当該団体の帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

五 国税庁等の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締り上必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

一 酒類の原料(原料用酒類を含む。)の容器
二 使用中の蒸留機(配管装置を含む。)及び酒類の輸送管(流量計を含む。)
三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用を休止しているもの

(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権)
第七十四条の五 国税庁等又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、印紙税に関する調査を行う場合を除く。)は、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税又は印紙税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める行為をすることができる。

一 たばこ税に関する調査 次に掲げる行為
イ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二十五条(記帳義務)に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する製造たばこ(同法第二条第一項第一号(定義及び製造たばこの区分)に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項(当該職員の団体に對する諮問)において同じ。))若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。
ハ イに規定する者の業務に関する製造たばこ又はロに規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

二 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。
二 揮発油税又は地方揮発油税に関する調査 次に掲げる行為
イ 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二十四条(記帳義務)に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する揮発油(同法第二条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第六条(揮発油等

に規定する揮発油(同法第六条(揮発油等

とみなす場合)の規定により揮発油とみなされる物を含む)をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 揮発油を保稅地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する揮発油又はロに規定する揮発油について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

三 石油ガス税に関する調査 次に掲げる行為

イ 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)第二十四条(記帳義務)に規定する者若しくは石油ガス(同法第二条第一号(定義)に規定する石油ガス)をいう。以下この号及び第七十四条の十二第四項において同じ。を石油ガスの充填者(同法第四条第一項(納稅義務者)に規定する石油ガスの充填者をいう。第七十四条の十二第四項において同じ。に供給する者)に対して質問し、これらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 課稅石油ガス(石油ガス税法第三条課稅物件)に規定する課稅石油ガスをいう。以下この号において同じ。を保稅地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課稅石油ガス及び自動車の石油ガス容器(同法第二条第三号に規定する自動車用の石油ガス容器をいう。二において同じ。)を検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する石油ガス又はロに規定する課稅石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ス又はロに規定する課稅石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ 運搬中の課稅石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

四 石油石炭税に関する調査 次に掲げる行為

イ 石油石炭税法第二十一条(記帳義務)に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する原油等(同法第四条第二項(納稅義務者)に規定する原油等をいう。以下この号及び第七十四条の十二第五項において同じ。若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 原油等を保稅地域から引き取る者(石油石炭税法第十五条第一項(引取りに係る原油等)についての課稅標準及び税額の申告等の特例)の承認を受けている者を除く。に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

ハ イに規定する者の業務に関する原油等又はロに規定する原油等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

五 印紙税に関する調査 次に掲げる行為

イ 印紙税法の規定による印紙税の納稅義務がある者若しくは納稅義務があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ 課稅文書(印紙税法第三条第一項(納稅義務者)に規定する課稅文書をいう。ロにおいて同じ。)の交付を受けた者若しくは

は課稅文書の交付を受けたと認められる者に対して質問し、当該課稅文書を検査し、又は当該課稅文書(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めること。

ハ 印紙税法第十条第一項(印紙税納付計器の使用による納付の特例)に規定する印紙税納付計器の販売業者若しくは同項に規定する納付印の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

(当該職員は航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権)
第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件(第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。)を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 航空機燃料税に関する調査 次に掲げる者
イ 航空機の所有者等(航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十四条第一項(課稅標準及び税額の申告)に規定する航空機の所有者等をいう。次項において同じ。)

ロ イに掲げる者に対し航空機燃料(航空機燃料税法第二条第二号(定義)に規定する航空機燃料をいう。ロ及び次項において同じ。)を譲渡する義務があると認められる者(その者の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行う者を含む。)その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

二 電源開発促進税に関する調査 次に掲げる者

イ 一般電気事業者(電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第一号(定義)に規定する一般電気事業者をいう。次項において同じ。)

ロ イに掲げる者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

2 前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納稅地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(納稅地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等)に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。に、電源開発促進税に関する調査にあつては一般電気事業者の納稅地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員(納稅地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号(定義)に規定する電気工作物を有する一般電気事業者)に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。に、それぞれ限るものとする。(提出物件の留置き)

第七十四条の七 国税庁等又は税関の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。(権限の解釈)

第七十四条の八 第七十四条の二から前条まで(当該職員の質問検査権等)の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(納税義務者に対する調査の事前通知等)

第七十四条の九 税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)は、国税庁等又は税関の当該職員(以下同条までにおいて「当該職員」という。)に納税義務者に対し実地の調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)において第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。)を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 納税義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の

四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二 税務代理人 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十条(税務代理の権限の明示)(同法第四十八条の十六(税理士の権利及び義務等)に関する規定の準用)の規定により準用する場合を含む。の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二(設立)に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項(税理士業務を行う弁護士等)の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人

4 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に關し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に關する質問検査等については、適用しない。

(事前通知を要しない場合)

第七十四条の十 前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に關する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に關する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

(調査の終了の際の手続)

第七十四条の十一 税務署長等は、国税に關する

る実地の調査を行つた結果、更正決定等(第三十六条第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。))を含む。以下この条において同じ。)をすべきと認められない場合には、納税義務者(第七十四条の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

2 国税に關する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができ、この場合において、当該調査の結果に關し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4 前三項に規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する通知、説明又は交付(以下この項及び次項において「通知等」という。)に代えて、当該連結親法人への通知等を行うことができる。

5 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第三項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通

知等を行うことができる。

6 第一項の通知をした後又は第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

(当該職員の団体に對する諮問及び官公署等への協力要請)

第七十四条の十二 国税庁等の当該職員は、所得税に關する調査について必要があるときは、事業を行う者の組織する団体に、その団体の員の所得の調査に關し参考となるべき事項(団体の員の個人ごとの所得の金額及び団体が団体の員から特に報告を求めるときを必要とする事項を除く。)を諮問することができ、

2 国税庁等又は税関の当該職員は、たばこ税に關する調査について必要があるときは、たばこ税法第十一條第二項(税率)に規定する特定販売業者、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九條第一項(製造たばこの販売価格)に規定する卸売販売業者又は同条第六項に規定する小売販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に、その団体の員の製造たばこの取引に關し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 国税庁等又は税関の当該職員は、揮発油税又は地方揮発油税に關する調査について必要があるときは、揮発油税法第二十四条(記帳義務)に規定する者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に、その団体

をもつて組織する団体を含む。)に、その団体

員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

4 国税庁等又は税関の当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要があるときは、石油ガス税法第二十四条(記帳義務)に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充填者に供給する者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に、その団体の石油ガスの充填若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

5 国税庁等又は税関の当該職員は、石油石炭税に関する調査について必要があるときは、石油石炭税法第二十一条(記帳義務)に規定する者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に、その団体の石油石炭税に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

6 国税庁等又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税等に関する調査を行う場合に限り)は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7 国税庁等の当該職員は、酒税法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による免許に関する審査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(身分証明書の携帯等)

第七十四条の十三 国税庁等又は税関の当該職員は、第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の

要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条の職務を執行する場合に、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

「同条を」当該各条に改め、同条を第二百二十九条とする。

第二百二十七条を第二百二十八条とし、第二百二十六条の次に次の一条を加える。

第二百二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者

二 第七十四条の二、第七十四条の三(第二項を除く。)、第七十四条の四(第三項を除く。)、第七十四条の五(第一号二、第二号二、第三号二及び第四号二を除く。若しくは第七十四条の六(当該職員の質問検査権)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第七十四条の二から第七十四条の六までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十八条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第十七項第一号、第十九項第二号、第二十一項第二号、第二十三項第二号及び第二十五項第二号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第五条の二第三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第七条第三項中「第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する」を削り、「の適用については」を、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合においてに改め、同項の表所得税法第百五十三条

の項中
修正申告書若しくは更正
正若しくは決定

又は更正若
更正

第一項第六
の確定申告書に記載した、又は決定

第二百二十条第一項第四号、第六号

条第二項第
第八号まで

に改め、同表法人税法第八十条の二

の項中
修正申告書若しくは更正
正若しくは決定

修正申告書
しくは決定

第七十四
号に掲げる

又は更正若
更正

の確定申告書に記載した、又は決定

第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの

に改め、同表法人税法第八十二条の

第二款 その他の特例(第九十条の四―第

例(第九十条の三の二―第九十条の三の四)に改める。
九十条の七)

修正申告書又
しくは決定
で決定
第八十一条の
一項第五号に
額(当該

を

修正申告書若しくは更
正若しくは決定

は更正若
更正

の連結確定申告書に記載した、又は決定

に改める。

第二十二第
掲げる金 第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる連結
欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げ
る金額(これらの

第十条中「前条を」前条第一項に、「又は検
査を」、検査又は提示若しくは提出の要求」に
改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二 第九十条第一項の規定による物件の提示又
は提出の要求に対し、正当な理由がなくこ
れに応じず、又は偽りの記載若しくは記録
をした帳簿書類その他の物件(その写しを
含む。)を提示し、若しくは提出した者
(租税特別措置法の一部改正)

第十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

「第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十条の三)

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条)

四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)に、「第三節の二 石

四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の二 石油石炭税法の特例

石油石炭税法の特例(第九十条の四―第九十条の七)を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特

に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別
試験研究費の額」を加え、「についてのその控
除に関する記載があり、かつ、を」並びに「に、
「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額と
して記載されたを」確定申告書に添付された書
類に記載された試験研究費の額及び特別試験研
究費の額を基礎として計算した」に改め、同条
第十一項中「する年分の確定申告書」の下に
「修正申告書又は更正請求書」を、「規定によ
る」の下に「控除の対象となる繰越税額控除限度
超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過
額」を加え、「についてのその控除に関する記
載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記
載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の二第六項中「第四項」を「同条第四項」
に改め、「する年分の確定申告書」の下に、「修
正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の
下に「控除の対象となる平成二十二年分繰越税
額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越
税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中
小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十
三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額」を
加え、「についてのその控除に関する記載」を削
り、「関する明細書」を「関する明細を記載した
書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の二の二を削る。

第十条の二の三第一項中「電気事業法」の下に
「昭和三十九年法律第七十号」を加え、同条
第三項中「(前条第三項の規定により当該供用年
の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除
される金額がある場合には、当該金額を控除し
た残額)を削り、同条第四項中「又は前条第三
項若しくは第四項の規定によりその年分の総所
得金額に係る所得税の額から控除される金額が

ある場合には、これらのを「には、当該」に改め、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。」を加え、同条第八項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額」を加え、「」についてのその控除に関する記載があり、かつ、「を」及び「に」、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「」についてのその控除に関する記載を削り、「」に関する明細を記載した書類」に改め、同条第十項中「第十條の二の二第三項」を「第十條の二の二第三項」に改め、同条を第十條の二の二とする。

第十條の三第八項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「」についてのその控除に関する記載があり、かつ、「を」及び「に」、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「」についてのその控除に関する記載を削り、「」に関する明細を記載した書類」に改め、同条第十項中「第十條の二の二第三項」を「第十條の二の二第三項」に改め、同条を第十條の二の二とする。

第十條の四を削る。

第十條の五第一項中「第十條第二項」を「平成十一年法律第十八号」第十條第二項に改め、同条第八項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額」を加え、「」についてのその控除に関する記載があり、かつ、「を」及び「に」、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該各年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「」についてのその控除に関する記載を削り、「」に関する明細を記載した書類」に改め、同条第十項中「第十條の五第三項」を「第十條の四第三項」に改め、同条を第十條の四とする。

第十條の六第三項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数」を加え、「」についてのその控除に関する記載があり、かつ、「を」及び「に」、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改め、同条第五項中「第十條の六第一項」を「第十條の五第一項」に改め、同条を第十條の五とする。

第十條の七第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第十條の五第三項」を「第十條の四第三項」に改め、同項を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同条第二項中「第十條の二の三第四項を削り、「第十條の四第四項又は第十條の五第四項」を「第十條の四第四項」に改め、同条第三項中「第十條の二の三第

五項を削り、「第十條の四第五項若しくは第十條の五第五項」を「若しくは第十條の四第五項」に改め、同条第四項中「する年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる所得税額超過額」を加え、「」についてのその控除に関する記載を削り、「」に関する明細を記載した書類」に改め、同条を第十條の六とする。

第十一條の二を削る。

第十一條の三第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「この項において同じ」を、「取得価額」の下に「その年の指定期間内にその用に供した当該個人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額」を加え、同条第二項中「第十一條第二項」を「前条第二項」に、「第十一條の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第三項中「第十一條第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第十一條の二とする。

第十一條の四の見出しを「特定農産加工品生産設備等の特別償却」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「規定は、」の下に「第一項の規定の適用を受ける特定農産加工品生産設備の償却費の額を計算する場合又は」を加え、「第十一條の四第一項本文」を「第十一條の三第一項本文又は第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二條第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十條第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）のうち同法第三條第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四條第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二條第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一條の四を第十一條の三とする。

第十九條第一号中「第十條の五」を「第十條の

四)に改める。

第二十條の二の前の見出し及び同条を削る。
第二十條の三第五項中「第二十條第五項」を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第二十條第六項」を「前条第六項」に改め、同条第二十條の二とし、同条に見出しとして「(特定災害防止準備金)」を付する。

第二十條の四の見出しを「(特定船舶に係る特別修繕準備金)」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産(非居住者の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の国内において行う事業の用に供するものに限る。)」について行う修繕(次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。)を「船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条第一項第一号の規定による定期検査(以下この項において「定期検査」という。)を受けなければならない船舶(総トン数が五トン未満のものを除く。以下この条において「特定船舶」という。)」について行う定期検査を受けるための修繕」に、「当該固定資産を」「当該特定船舶」に改め、同条各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同条第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶(以下この号において「特定船舶」という。)」を「同項の特定船舶」に改め、同条第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項及び第五項第一号から第三号までの規定中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第二十條の三とす。

第二十二條第一項中「鉱業法」の下に「(昭和二十五年法律第二百八十九号)」を加える。
第二十五條の二第五項後段を削る。
第二十八條の四第五項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

【参議院】

第二十九條の二第五項及び第六項中「第八項」を「以下この条」に改め、同条第八項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。の)提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十項中「第八項」の下に「及び第九項を加え、」「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調査又は特定株式等の異動状況に関する調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十九條の二に次の一項を加える。

12 前項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第二十九條の三第四項及び第五項中「第七項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。の)提示若しくは提出を求める」に改め、同条第九項中「第七項」の下に「及び第八項を加え、」「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調査又は特定外国株式の異動状況に関する調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

11 前項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

適用に必要な事項は、政令で定める。
第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十六第六項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第三十七條の十一の三第三十一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。の)提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十三項中「第十一項」の下に「及び第十二項を加え、」「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「第十一項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七條の十一の三に次の一項を加える。

15 前項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第三十七條の十四第十七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。の)提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第十七項」の下に「及び第十八項を加え、」「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「前項」を「第十七項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

21 前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第三十九條第四項中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に、「同項」を「第一項」に改める。
第四十條の四第一項及び第四十條の七第一項中「第二條第二項第十九号」を「第二條第二項第十八号」に改める。

第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一條の十二第二十一項中「第二十三項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十四項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。の)提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十六項中「第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調査又は特定振替国債等の償還金等の支払調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一條の十二に次の一項を加える。

28 前項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第四十一條の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一條の十六第一項中「第二條第一項第三十四号の四」を「第二條第一項第三十四号の五」に、「同項」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十條第二号ハの項の中欄中「の規定」を「の規定」に改め、同項の下

第四十一条の十九の五第二項後段を削る。

第四十二条の三第四項第六号中「検査に関し

第四十二条の三の二第一項中「平成二十一年

第四十二条の四第一項中、「第四十二条の五

才攷金融委員會義錄第三号 平戈

第四十二条の四の二第十項中「又は第六項」を

第四十二条の五を削る。

三
年
十
二
月
二
十
五
日
【參義完】

修正申告書又は更正請求書」を、一規定によ

項」に改め、「確定申告書等」の下に、「修正申

第四十二條の七及び第四十二條の八を次のよ

第四十二条の七及び第四十二条の八 削除

六三

告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の十第二項中、「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項及び」を「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中、「第四十二条の五の二第五項及び」を「第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載を削り、関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の十一第二項中、「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項及び」を「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中、「第四十二条の五の二第五項及び」を「第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定

する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載を削り、関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の十二第二項中、「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項及び」を「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第四十二条の十三第一項中、「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項及び」を「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中、「第四十二条の五の二第三項及び」を「第四十二条の七第三項」を削り、同条第三項中、「第四十二条の五の二第四項及び」を「第四十二条の七第四項」を削り、同条第五項中「確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる法人税額超過額」を加え、「の申告の記載を削り、関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第四十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間を平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「当該事業年度の指定期間内にその用に供した当該法人の営む指定集積事業」とに区分し

た集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額」を加える。

第四十四条の二を次のように改める。
第四十四条の二 削除

第四十四条の三第一項中「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の下に「（昭和三十三年法律第六十四号）」を加える。

第四十四条の四の見出しを「特定農産加工品生産設備等の特別償却」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを

当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第五十二条の二第一項中、「第四十二条の五の二第一項及び」を「第四十二条の七第一項を削り、若しくは第四十三条から」を「第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六に、又は第四十三条から」を「第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から」に改める。

第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る。

第五十五条の七第六項中「第五十五条の五第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第五十五条の六とし、同条に見出しとして「（特定災害防止準備金）を付する。

第五十七条の八の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産（外国法人の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産にあつては当該外国法人の国内において行う事業の用に供するものに限るものとし、」を「船舶安全法第五十一条第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のもの及び」に、「除く。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該

各号に定める修繕に限る。」を「除く。以下この条において「特定船舶」という。）」について行う定期検査を受けるための修繕（に、「当該固定資産を「当該特定船舶」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）を「同項の特定船舶」に改め、同項第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第五項中「により準備金設定資産」を「により準備金設定特定船舶」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第十項中「第一項の固定資産」を「特定船舶」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同条第十二項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第十三項から第十六項までの規定中「固定資産」を「特定船舶」に改める。

第五十七条の十第一項中「法人（法人税法第二

条第九号に規定する普通法人のうち各事業年度終了の時に

第三章第四節を削る。

第三章第三節の五中第六十条の三を第六十一条とする。

第三章第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする。

第六十二条第一項中「第四十二条の五の二第五項及び」、第四十二条の七第七項を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六に改め、「第四十二条の五の二第二項及び」、第四十二条の七第二項を削り、同条第八項中「関して法人税法第五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）」を「関して、国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十二条の三第一項及び第八項中「第十二条の五の二第五項及び」、第四十二条の七第七項を削り、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六に改め、「第四十二条の五の二第二項及び」、第四十二条の七第二項を削る。

第六十三条第一項中「第四十二条の五の二第五項及び」、第四十二条の七第七項を削る。第六十六条の四第六項中「更正（第十五項を「更正（以下この条に、「決定第十五項」を「決定（第十七項に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加

える。

20 第十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「（租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項）」とする。

第六十六条の四第十六項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「賦課決定（以下この項を「賦課決定（以下この条に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六条の四第十七項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十六条の四第十五項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法を「第六十六条の四第十七項」と、同法に、「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十五項を「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加

16 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行った取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十六条の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十六条の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第六十六条の四の二第二項中「前条第十五項第一号」を「前条第十七項第一号」に改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第六十七条の十四第二項の表第二十三条の二第二項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第	普通法人
一号イ	普通法人（特定目的会社を除く。）

第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号(特定目的会社に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人(特定目的会社を除く。)
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号(特定目的会社に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人(特定目的会社を除く。)

第六十七條の十五第三項の表第二十三條の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人(投資法人を除く。)
第五十七條第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十七條の十五第一項第一号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十七條第十一項第一号	普通法人	普通法人(投資法人を除く。)
第五十八條第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十七條の十五第一項第一号(投資法人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十八條第六項第一号	普通法人	普通法人(投資法人を除く。)

第六十七條の十六第二項中「第二條第二項第十九号」を「第二條第二項第十八号」に改める。
第六十八條第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。
第六十八條の三の二第二項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「それぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三條第一項の項中「掲げる特定目的信託の下に(以下「特定目的信託」という。)」を加え、「次条第一項及び第六十九條第一項において「特定目的信託に係る受託法人」を「以下「受託法人」」に改め、同表第二十三條の二第二項の項の次に次のように加える。

第五十七條第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十八條の三の二第二項第一号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十七條第十一項第一号	普通法人	普通法人(特定目的信託に係る受託法人を除く。)
第五十八條第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十八條の三の二第二項第一号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
第五十八條第六項第一号	普通法人	普通法人(特定目的信託に係る受託法人を除く。)

第六十八條の三の三第三項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「それぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三條第一項の項中「第六十八條の三の三第二項」を「第六十八條の三の三第二項第一号及びハ」に、「規定する特定投資信託(同項第一号又はハに掲げる要件を満たすものに限る。)」を「掲げる要件を満たす特定投資信託(同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。)」に改め、「規定する受託法人」の下に「(以下「受託法人」という。)」を加え、同表第二十三條の二第二項の項中「租税特別措置法第六十八條の三の三第三項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する」、「第四條の七(受託法人等に関するこの法律の適用に規定する)及び「第六十九條第一項において「特定投資信託に係る受託法人」という。)」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十七條第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十八條の三の三第二項第一号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託
--------------	-------------	--

第五十七条第十一項 第一号	普通法人	法人にあつては、当該所得の金額の百分の百
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	普通法人(特定投資信託に係る受託法人を除く。)
第五十八条第六項第一号	普通法人	所得の金額の百分の八十(租税特別措置法第六十八條の三の第三項第一号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)
	普通法人(特定投資信託に係る受託法人を除く。)	

第六十八條の三の四第二項中、「第四十二條の五の二第三項」及び「第四十二條の七第三項」を削る。

第六十八條の八第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了するを」平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始するに改め、同項の表の第一号中「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の十八」を「百分の十五」に改め、同表の第二号及び第三号中「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の十九」を「百分の十六」に改め、同表第二項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了するを」平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始するに、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の十六」を「百分の十三」に改める。

第六十八條の九第一項中、「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項を削り、同条第十一項中、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」

限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八條の十を削る。

第六十八條の十の二第二項中「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。に改め、「普通償却限度額」の下に「同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。に」を加え、同条第二項中「前条第二項、第三項及び第五項」、「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」、「(前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」及び「(前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額」を削り、同条第三項中「又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該に、「前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの」を「同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から

控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該に改め、同条第四項中「第四十二條の五の二第二項」を「第四十二條の五第二項」に改め、同条第五項中「第六十八條の九の二第七項」を「前条第七項」に改め、「前条第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「第四十二條の五の二第二項」を「第四十二條の五第二項」に、「第四十二條の五の二第三項」を「第四十二條の五第三項」に改め、「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十一項中「第六十八條の十の二第二項」を「第六十八條の十第二項」に改め、同条第十二項中「第六十八條の十の二第五項」を「第六十八條の十第五項」に改め、同条を第六十八條の十とする。

第六十八條の十一第二項中、「第六十八條の十第二項、第三項及び第五項」及び「次条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「第六十八條の十第五項」及び「次条第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受

けるべきを、連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八條の十二を次のように改める。

第六十八條の十二 削除

第六十八條の十三第一項中、「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「前条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中、「第六十八條の十の二第五項」及び「前条第七項」を削り、同条第六項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる工業用機械等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべきを」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第七項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八條の十四第二項中、「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

つ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八條の十五第二項中、「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八條の十五の二第一項中、「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

た書類に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第六十八條の十五の三第一項中、「第六十八條の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「第六十八條の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第六十八條の十の二第三項」及び「第六十八條の十二第三項」を削り、同条第三項中「第六十八條の十の二第四項」及び「第六十八條の十二第四項」を削り、同条第五項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる調整前連結税額超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第六十八條の二十第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に改め、「事業をいう」の下に「以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「当該連結事業年度の指定期間内にその用に供した当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」を加える。

第六十八條の二十一から第六十八條の二十三までを次のように改める。

第六十八條の二十一から第六十八條の二十三までを次のように改める。

第六十八條の二十五の見出しを「特定農産加工品生産設備等の特別償却」に改め、同条第二

項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第六十八條の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。）以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）

には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額

若しくは提出した者

第六十八條の八十八第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要なときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類(その写しを含む)を留め置くことができる。

第六十八條の八十八の二第二項中「前条第十六項第一号」を「前条第十八項第一号」に改める。
第六十八條の百第一項中「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

第六十八條の百八第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。
第六十九條の四第一項及び第二項各号中「す

べて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。
第六十九條の五第一項中「第二十一條の九第三項」の下に「(第七十條の二の四第一項又は第七十條の三第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第七十條の二第六項第五号中「及び第二項を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第七十條の二の二の次に次の二項を加える。
第七十條の特例
(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)
第七十條の二の三 平成二十四年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者(その年一月一日において二十歳以上の者に限る。その年中の当該財産に係る贈与税の額は、相統税法第二十一條の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え一千万円以下の金額	百分の三十
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の四十
一千万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十五

2 その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者

の直系尊属となつたときは、直系尊属となつた時に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用

はないものとする。

3 贈与により第一項の規定の適用を受ける財産(第一号において「特例贈与財産」という。)を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産(第二号において「一般贈与財産」という。)を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相統税法第二十一條の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。
一 前条及び相統税法第二十一條の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額(贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるもの)に限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。のうちに占める割合を乗じて計算した金額
二 前条及び相統税法第二十一條の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一條の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額(同法第二十一條の六の規定による控除後のものとする。)が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相統税法第二十八條の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)又は国税通則法第二十三條第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相統税法第二十八條第一項及び第二項第一号中「第二十一條の八」とあるのは、「第二十一條の八並びに租税特別措置法第七十條の二の三(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)」とする。

5 相統税法第二十一條の九第五項に規定する相統時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一條の十一中「第二十一條の七まで」とあるのは、「第二十一條の七まで及び租税特別措置法第七十條の二の三(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)」とする。
6 第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(相統時精算課税適用者の特例)
第七十條の二の四 平成二十四年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫(その年一月一日において二十歳以上である者に限る。)であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相統税法第二十一條の九の規定を準用する。
2 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。
3 第一項において準用する相統税法第二十一條の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。
4 第一項において準用する相統税法第二十一條の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相統時精算課

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三 第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加え、同条第三項第一号ロ中「推定相続人」の下に「（孫を含む）」を加え、同条第六項第四号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十條の四第三項第一号中「第七十條の三第一項において準用する場合を含む。」を削る。
第七十條の七第二項第五号中「第七十條の二の二の下に」及び第七十條の二の三を加え、同條第三項第一号中「第七十條の三第一項において準用する場合を含む。」を削り、同項第二号中「第二十一條の九第二項(の下に)」第七十條の二の四第一項又は」を加える。

第八十条第一項中「第六條第二項」を（平成十一年法律第百三十一号）第六條第二項に、「の施行」を（平成二十一年法律第二十九号）の施行に改める。

一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の

製造者、酒類（同法第二条第一項「酒類」の定義及び種類に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の八第一項に改め、同法第五項中、「第四十七条第一項及び第五十三条第一項」を「及び第四十七条第一項並びに国税通則法第七十四条の四第一項」に、「同法第四十八条」を「酒税法第四十八条」に、「同法第五十八条第一項第九号、第十号」を「酒税法第五十八条第一項第九号及び第十号」に、「及び第十三号（同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項」を「並びに国税通則法第二百二十七条第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項に係る部分に限る。）及び第二百二十九条」に改める。

第八十八条の六中「及び地方揮発油税法」を「地方揮発油税法及び国税通則法」に改める。

第八十八条の七第九項中、第二十五条第二号及び第二十六条(第二項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)並びに地方揮発油税法第十四条の二(第二項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)を及び第二十五条第二号並びに国税通則法第七十四条の五第二号(口及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三に、「揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号」を「同法第七十四条の五第二号ハ」に、「同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」を「国税通則法第七十四条の五第二号イ中

「揮発油(同法第二条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第六条 揮発油等とみなす場合)の規定により揮発油とみなされる物を含む。)」に、「(租税特別措置法第八十八条の七第二項各号に掲げる物品)」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「(租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品)」と、地方揮発油税法第十四条の二第二項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等(租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。)の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油」とあるのは「同項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「(租税特別措置法第八十八条の七第二項各号に掲げる物品)」と、同条第二項中「揮発油の」とあるのは「(租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品)」と、地方揮発油税法第十四条の二第二項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等(租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。)の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造又は」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造又は」を

「物品（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又はイに規定する者」と、「揮発油又は口に規定する揮発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」に改め、同条第十項中「第二十六条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に改め、「及び地方揮発油税法第十四条の二第二項第 号」を削り、「揮発油税法第二十八条第六号及び第七号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに「を」同法第二十八条第六号及び「に」、「地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項」を「国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」に、「揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第二項第一項第三号の規定が準用される前項」を「同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項」に、「揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第二項第一項第三号に係る部分に限る。」及び第二百二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第二項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項」を「同法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに改める部分に限る。）及び第二百二十九条」に改める。

第八十九条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改

める。

第八十九条の二第四項中「第二十六条の二」を「第二十六条」に改め、「(第十四条の二の規定及びこれに係る罰則を除く。)」を削り、同条第十項中「第二十四条、第二十五条第二号及び第二十六条第一項第四号及び第三項を除く。」並びに地方揮発油税法第十四条の二(第一項第四号及び第三項を除く。)」を「第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第二号並びに地方揮発油税法第十四条の二並びに国税通則法第七十四条の五第二号(二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二、第三項及び第七十四条の十三」に、「揮発油税法第二十六條第一項第四号及び地方揮発油税法第十四条の二第二項第四号」を「同法第七十四条の五第二号二」に、「揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」を「揮発油税法第十三条の二中「第三条及び第十條から第十二條の二まで」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、同法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」の」に、「同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同条第四項中「第三条及び第十條から第十二條の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方揮発油税法第十四条の二第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同条第四項中「第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」を「地方揮発油税法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「揮発油(同法第二条第一項(定義)に規定する揮発

油(同法第六條(揮発油等とみなす場合)の規定により揮発油とみなされる物を含む。をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。）」とあるのは「特定石油化学製品」と、同号ロ及びハ中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品の」に改め、同条第十一項中「第二十六条(第一項第四号及び第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四条の二(第一項第四号及び第三項を除く。）」の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第二号(二を除く。）」の規定が準用される同項」に改め、「及び地方揮発油税法第十四条の二第二項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八條第六号及び第七号並びに第二十九條並びに地方揮発油税法第十六條及び第十七條」を「同法第二十八條第六号及び第二十九條並びに国税通則法第二百七十七條(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）」及び「第二百二十九條」に改める。

第八十九条の三第四項中、第二十四条及び第二十六条(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四条の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号、第七十四條の七から第七十四條の十一まで、第七十四條の十二第三項及び第七十四條の十三」に改め、同条第五項中、第二十四条及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号、第七十四條の七から第七十四條の十一まで、第七十四條の十二第三項及び第七十四條の十三」に改め、同条第五項中、第二十四條及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四條の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八條第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八條第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六條及び第十七條」を「国税通則法第二百二十七條(第二号及び第三号中同法第七十四條の五第二号イに係る部分に限る。）」及び「第二百二十九條」に改める。

第八十九条の四第二項中、「第二十四条及び

第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号、第七十四條の七から第七十四條の十一まで、第七十四條の十二第三項及び第七十四條の十三」に改め、同条第三項中、「第二十四條及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四條の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八條第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八條第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六條及び第十七條」を「国税通則法第二百二十七條(第二号及び第三号中同法第七十四條の五第二号イに係る部分に限る。）」及び「第二百二十九條」に改める。

第九十條第四項中、「第二十四條及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号、第七十四條の七から第七十四條の十一まで、第七十四條の十二第三項及び第七十四條の十三」に改め、同条第五項中、「第二十四條及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四條の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八條第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八條第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六條及び第十七條」を「国税通則法第二百二十七條(第二号及び第三号中同法第七十四條の五第二号イに係る部分に限る。）」及び「第二百二十九條」に改める。

第九十條の二第二項中、「第二十四條及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二

号、第七十四條の七から第七十四條の十一まで、第七十四條の十二第三項及び第七十四條の十三」に改め、同条第三項中、「第二十四條及び第二十六條(第三項を除く。）」並びに地方揮発油税法第十四條の二(第三項を除く。）」を「及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四條の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八條第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八條第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六條及び第十七條」を「国税通則法第二百二十七條(第二号及び第三号中同法第七十四條の五第二号イに係る部分に限る。）」及び「第二百二十九條」に改める。

第六章第三節の二中第九十條の四の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第九十條の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年四月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- | | |
|------------|------------------|
| 一 原油及び石油製品 | 一 キロリットルにつき二千八百円 |
| 二 ガス状炭化水素 | 一 トンにつき千八百六十円 |
| 三 石炭 | 一 トンにつき千三百七十円 |
- (特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)
- 第九十條の三の三 苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(当該苛性ソーダの製造に使用

する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭（以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。）を、保税地域から引き取り、うとする場合において、当該引き取りをする者が政令で定める手続により、平成二十五年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者についで準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭（以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。）を同項に規定する用途に供する者及び苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税

義務者）に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十一条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者（それぞれ）を、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条（第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条の規定を適用する。）

4 第一項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭は、同項の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取った日から二年以内に、同項に規定する用途以外の用途に供し、又は同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けずに同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、

途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該苛性ソーダ製造用特定石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二一〇・一九号の一の（三）若しくは第二一〇・二〇号の一の（四）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二一〇・一二号、第二一〇・一九号及び第二一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品

であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合に、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあっては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第二十一条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	軽油（関税定率法別表第二一〇・一二号の一の（三）、第二一〇・一九号の一の（二）又は第二一〇・二〇号の一の（三）に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二一〇・一九号の一の（三）又は第二一〇・二〇号の一の（四）に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航海運送の用
二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	同法第一条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）

三 鐵道事業法第三條第一項の規定による許可を受けた者	輕油	同法第二條第二項及び第三項に規定する第一種鐵道事業及び第二種鐵道事業の用（鐵道用車両の動力源の用途に限る。）
四 航空法第二條第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百條第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二條第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

石油石炭税法第二十一条及び第二十二條

(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品(以下この条において「特定用途石油製品」という。)を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、

消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等」同法第四条第七二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは、特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四條の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号ロ及びニを除く。の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者、前項の規定により準用される石油石炭税法第二十一条第一号を除く。の規定により記帳の義務を承継する者を含む。は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条(第五号に係る部分に限る。)及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百七十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)及び第二百九条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款 其他の特例

第九十条の四の二第二項中「第二十一条、第二十二条(第一号を除く。)及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。並びに国税通則法第七十四条の五、第四号ロ及びニを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二、第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条に改め、「並びに第二十三条第一項及び第二項」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者に規定する原油等)」とあるのは「特定石炭(租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」とを削り、同条第三項中「第三項を除く。」の規定が準用される前項を「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二條」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を

除くを同法第二十四条(第五号に係る部分に限る)に、「第二十六条第一項を第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条(第二号及第三号)中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。」及び第百二十九条に改める。

第九十条の六の二第五項中、「第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）を」及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四條の五第四号（ロ及びニを除く。）」、第七十四條の七から第七十四條の十一まで、第七十四條の十二第五項及び第七十四條の十三に、「同法第二十一條を」「石油石炭稅法第二十一條に改め、（第二十三條において「石油アスファルト等」という。）を削り、「この條及び第二十三條を」「この條に、（同法第二十三條第一項第一号を「国税通則法第七十四條の五第四号イ」に、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の殘留物を「原油等」同法第四條第二項納稅義務者に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（租稅特別措置法第九十條の六の二第一項に規定する石油アスファルト等）」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の殘留物（同法第九十條の六の二第三項に規定する石油等の殘留物をいう。以下この号において同じ。）に、（含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号を」を含む。）と、同号ハ中「原油等又はは」を含む。）に、（同法第二項中「原油、ガス狀炭化水素若しくは石炭を」同法第七十四條の十二第五項中「同法第二條第一号（定義に規定する原油、同條第三号に規定するガス狀炭化水素若しくは同條第四号に規定する石炭」に改め、同條第六項中「第二十三條第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項を」「国税通則法第七十四條の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項に、（同法第二十二條を」「石油石炭稅法第二十二條に、（同法第二十一條を」「石油石炭稅法第二十二條

一条に、「同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く)を「同法第二十四条(第五号に係る部分に限る)に、「第二十六条第一項を「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)及び第二百二十九条に改める。

第九十条の七第一項中「その他不正の行為により」の下に「第九十条の三の四第一項」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第九十条の三の三第四項の規定に違反して同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十七条の二第一項第一号中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第二十四項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の十四第二項」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二十条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項、第二項、第七項及び第八項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十一条第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十二條第一項中「又はその消費し」を「その消費し」に、「検査する」を「検査し」、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 当該職員は、内国消費税の調査について必

要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
第二十二條に次の二項を加える。

5 国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一まで(納税義務者に対する調査の事前通知等)の規定は、税関長が、当該職員に第一項に規定する者に対し同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6 第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四條第二号中「の提出を怠り」を「その提出期限までに提出せず」に改め、同条第三号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第二十二條第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正)

第二十一條 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「(当該職員の質問検査権等)」に改め、同条第一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し」、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「質問又は検査」を「当該職員に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加

える。
2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
第五條に次の一項を加える。
5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第七條第四号を次のように改める。
四 第五條第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出したとき。
(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)
第二十二條 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項中「第十九條第一項第二号において同じ。」を削る。
第十九條を次のように改める。
(当該職員の質問検査権等)
第十九條 国税通則法第七十四条の五第一号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第二項の規定は、たばこ特別税に関する調査を行う場合について準用する。
2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五第一号の規定によるたばこ特別税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。
3 第一項において準用する国税通則法第七十

四條の五第一号ハの規定により採取した見本に關しては、第五條及び第十二條の規定は、適用しない。
第二十二條を次のように改める。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第十九條第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ若しくはロの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号イからハまでの規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第十九條第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者
(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十三條 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第十一條に後段として次のように加える。

この場合において、当該外国法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十七條中国税通則法の目次の改正規定(「第二百二十八條」を「第二百二十九條」に改める部分に限る。)、同法第二百二十八條第一項の改

正する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項、第二項、第七項及び第八項中「名あて人」を「名宛人」に改める。
第十一條第三項中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。
第二十二條第一項中「又はその消費し」を「その消費し」に、「検査する」を「検査し」、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 当該職員は、内国消費税の調査について必

正規定、同条を同法第二百二十九条とする改正規定及び同法第二百七条を同法第二百二十八条とし、同法第二百六条の次に一条を加える改正規定(第二百一十七条第一号に係る部分に限る。)公布の日から起算して二月を経過した日

二 次に掲げる規定
平成二十四年一月一日

イ 第一條中所得稅法第二條第一項の改正規定（同項第四十號の次に一號を加える部分を除く。）、同法第二十八條の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第五十七條の第二項の改正規定、同法第二項の改正規定、同法第七十四條第二項第三號の改正規定、同法第八十三條の第二項の改正規定、同法第八十四條第一項の改正規定、同法第八十五條第三項の改正規定、同法第一百二十條第三項の改正規定、同法第一百二十二條第一項の改正規定、同法第一百六十六條の改正規定、同法第二百一條の改正規定、同法第二百三十三條第一項の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三條から第五條まで及び第七條の規定

口 第三條中相統稅法第十二條第一項の改正規定、同法第十五條第一項の改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第十九條の第三項の改正規定、同法第二十一條の七の改正規定、同法第二十一條の八の改正規定並びに同法第二十一條の九第一項及び第四項の改正規定並びに附則第二十六條、第二十八條及び第二十九條の規定

ハ第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律第三条の二の改正規定及び同法第五條の二第三項の改正規定

二 第十九条中租税特別措置法第八条の四第
三項第一号の改正規定、同法第二十八条の
四第五項第一号の改正規定、同法第三十一

びに附則第八十五条の規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十六條の改正規定、同法第七十二條第三項の改正規定（第六項及び第九項を「第七項及び第十項」に、「第五十八條第二項及び第四項」を「第五十八條第二項及び第五項」に改める部分に限る）、同法第八十條の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十三条の十二の改正規定及び同法第一百四十三条の改正規定並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十九条、第二十二條、第九十七条及び第九十九條の規定

口 第十七条中国税通則法第二条第六号ハ(2)
の改正規定及び附則第三十七条第二項の規
定

ハ 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十条の二の三の改正規定(同条第八項及び第九項に係る部分を除く)、同条を同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の四を削る改正規定、同法第十条の五の改正規定(同条第八項及び第九項

に係る部分を除く。)、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、同条を同法第十条の五とする改正規定、同法第十条の七の改正規定(同条第四項に係る部分を除く。)、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同条を同法第十一条の二とする改正規定、同法第十一条の四(見出しを含む。の改正規定、同条を同法第十一条の三とする改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の三の二の改正規定、同法第四十二

改正規定、同法第四十二条の五を削る改正規定、同法第四十二条の五の二の改正規定（同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分〔第六十八條の十の二第二項〕を「第六十八條の十第二項」に、「第六十八條の十の二第三項」を「第六十八條の十第三項」に改める部分を除く。）を除く。、同条を同法第四十二条の五とする改正規定、同法第四十二条の六第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の七及び第四十二条の八の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同法第四十二條の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の十第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第十二條の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、

同法第四十四条第一項の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十二条第一項第二号の改正規定、同法第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る改正

規定、同法第五十五条の七第六項の改正規定、同法第五十五条の六とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第五十七条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の十の改正規定、同法第三章第四節を削る改正規定、同章第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二条の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十三條第一項の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第二項の表の改正規定、同法第六十七条の十五第三項の表の改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第六十八條の三の二の改正規定、同法第六十八條の三の三の改正規定、同法第六十八條の四第二項の改正規定、同法第六十八條の八の改正規定、同法第六十八條の九第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第六十八條の十を削る改正規定、同法第六十八條の十の二の改正規定（同条第九項に係る部分及び同条第十項に係る部分（第四十二条の五の二第二項）を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第六十八條の十とする改正規定、同法第六十八條の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八條の十二の改正規定、同法第六十八條の十三第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八條の十四第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八條の十五第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八條の十五の二第一項の改正規定、同法第六十八條の十五の三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の二十第一項の改正

○から第七条まで

第三条。新所得税法第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)

第四条。新所得税法第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(扶養控除に関する経過措置)

第五条。新所得税法第八十四条第一項及び第八十五条第三項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条。新所得税法第九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十四年七月一日以後に支払うべき新所得税法第九十条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第九条まで、第三十九条及び第四十一条において「旧所得税法」という。)第九十条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四條第一項、第九十五條の二第一項及び第九十五條の三の規定は、平成二十四年七月一日以後に提出する新所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第九十五條の二第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新所得税法第九十五條の三第三項に規定する給与所得者の成年扶養親族に係る申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第七条。新所得税法第二百一条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第

百九十九條に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第九十九條に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三條第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第八条。新所得税法第二百三十一條の二の規定は、平成二十六年一月一日以後において同条第一項に規定する者に該当する者について適用

し、同日前に「旧所得税法」第二百三十一條の二第一項又は第三項に規定する者に該当する者のこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

(所得税に関する調査の当該職員の問題検査等に関する経過措置)

第九条。平成二十四年十二月三十一日以前に旧所得税法第二百三十四條第一項各号に掲げる者に対して行った質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に同項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限り)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十条。この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対す

る法人税及び連結法人の同日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(受取配当等の益金不算入等に関する経過措置)

第十一条。新法人税法第二十三條第七項並びに第二十三條の二第三項及び第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等(新法人税法第七十一條第一項の規定による申告書で新法人税法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第七十四條第一項の規定による申告書をいう。以下附則第十七條までにおいて同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第十二條。新法人税法第三十七條第九項及び第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十三條。法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。)の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第五十二條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところに

より計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

2 法人が経過措置事業年度において新法人税法第五十二條第一項に規定する個別評価金銭債権につき同項又は同条第五項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金銭債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二條第一項及び第五項の規定は、適用しない。

3 法人が新法人税法第五十二條第二項又は第六項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二條第二項及び第六項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二條第一項又は第二項の規定により法人の平成二十七年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二條第八項に規定する合併法人等の平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は同条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは同条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の場合において、第十九條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第五十五條第二十六項及び第五十八條第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十

三年法律第 号)附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

第十四条 新法人税法第五十七条(第一項ただし書、第五項及び第十一項を除く。及び第五十八条(第一項ただし書、第三項及び第六項を除く。))の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた法人の同日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「改正事業年度」という。)から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があつたこと(改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)(当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日))

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があつたこと(改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)(当該再生手続開始の決定に係る再生計画令で定める事実、当該事実が生じた日以後七年を経過する日

業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)(当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日))

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

二 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に基づき事実として政令で定める事実、当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3 前項の規定は、確定申告書等(期限後申告書を含む。次項において同じ。)、修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入に関する経過措置)

第十五条 新法人税法第五十九条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する経過措置)

第十六条 旧法人税法第六十条の二第一項の協同組合等の旧法人税法第七十四条第一項の規定に

よる申告書の提出期限が施行日前に到来した法人税については、なお従前の例による。

(所得税額の控除等に関する経過措置)

第十七条 新法人税法第六十八条第三項及び第六十九条第十項から第十二項までの規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第八十条の二の規定は、施行日以後に新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十条の二に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十条の二に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

(連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置)

第十九条 連結法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中(各事業年度の所得の金額の計算の規定)とあるのは、「各事業年度の所得の金額の計算及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十三条第一項(貸倒引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十二条(貸倒引当金)の規定)とする。

2 連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二條第一項の事業年度として附則第十三条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金

の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。

3 第一項の場合において、新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項及び第六十八条の六十一第十三項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下この項において「改正法」という。))附則第十九条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「同法」とあるのは「改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

第二十条 新法人税法第八十一条の四第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等(新法人税法第八十一条の十九第一項の規定による申告書で新法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書をいう。以下附則第二十三条までにおいて同じ。))の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第八十一条の六第六項において準用する新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第二十二条 新法人税法第八十一条の九第一項ただし書及び第八項を除く。))の規定は、連結法

人の平成二十年四月一日以後に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた連結親法人の同日以後最初に開始する連結事業年度(以下この項において「改正連結事業年度」という。)から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があつたこと(改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日)

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があつたこと(改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日)

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

ニ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に基づき事実として政令で定める事実 当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3 前項の規定は、連結確定申告書等期限後申告書を含む。次項において同じ。修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができ(連結事業年度における所得税額の控除等に関する経過措置)

第二十三条 新法人税法第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十五第九項から第十一項までの規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。(前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置)

第二十四条 新法人税法第八十二条の規定は、施行日以後に新法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十二条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十二条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

(法人税に関する調査の当該職員の間接検査等に関する経過措置)

第二十五条 平成二十四年十二月三十一日以前に法人に対して行った旧法人税法第五十三条(旧法人税法第五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による質問又は検査(同日以後引き続き行われる調査(同日以前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第五十三条の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。)に係るものを含む。及び旧法人税法第五十四条第一項又は第二項(旧法人税法第五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行つた旧法人税法第五十四条第一項又は第二項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものを含む。以下この条において同じ。))については、なお従前の例による。(相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二十六条 第三十三条の規定による改正後の相続税法(以下附則第二十九条までにおいて「新相続税法」という。)の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新相続税法の贈与税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

については、なお従前の例による。(配偶者に対する相続税額の軽減等に関する経過措置)

第二十七条 第三十三条の規定による改正後の新相続税法第十九条の二、第二十一条の六、第三十二条及び第三十六条の規定は、施行日以後に新相続税法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税について適用し、施行日前に第三十三条の規定による改正前の相続税法(以下附則第三十条まで及び第三十九条において「旧相続税法」という。)第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来した相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(未成年者控除に関する経過措置)

第二十八条 新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十四年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法第十九条の三第二項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができない金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額(二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。)(障害者控除に関する経過措置)

第二十九条 新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三第二項に規定する扶養義務者の平成二十四年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第三條の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九号)第三條の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第十五号)による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六号)による改正前の相続税法(以下この条において「旧法」と総称する)第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとし、たならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとし、たならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の第三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

(相続税又は贈与税に関する調査等の当該職員
の質問検査等に関する経過措置)

第三十条 平成二十四年十二月三十一日以前に旧相続税法第六十條第一項又は第二項の規定により同条第一項各号に掲げる者又は同条第二項の公証人に対して行った質問、検査又は閲覧の要求(同日後引き続き行われる調査又は徴収(同日以前に同条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査又は徴収に係る同項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十一條 第五條の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下この条において「登記等」という)に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二條 第六條の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という)第五十六條の規定は、施行日以後に消費税法第四十五條第一項の規定による申告書の提出期限が到来する消費税についての新消費税法第五十六條に規定する更正の請求について適用し、施行日前に消費税法第四十五條第一項の規定による申告書の提出期限(同法第四十六條第一項の規定による規定による申告書にあっては、当該申告書に係る同法第十九條に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過する日)が到来した消費税についての第六條の規定による改正前の消費税法(以下この項において「旧消費税法」という)第五十六條に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二條第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行った同条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項にお

いて同じ)又は第三項の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という)に係るものを含む)及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査(当該経過措置調査に係るものを含む)については、なお従前の例による。

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)
第三十三條 平成二十四年十二月三十一日以前に第七條の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という)第五十三條第一項第一号から第四号まで若しくは第三項に規定する者又は同条第四項に規定する団体に対して行った同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かん(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者又は団体に對して当該調査に係る同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かんを行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に第八條の規定による改正前のたばこ税法(以下「旧たばこ税法」という)第二十七條第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

3 平成二十四年十二月三十一日以前に第九條の規定による改正前の揮発油税法(以下「旧揮発油税法」という)第二十六條第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

4 平成二十四年十二月三十一日以前に第十條の規定による改正前の地方揮発油税法(以下「旧地方揮発油税法」という)第十四條の第二項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

5 平成二十四年十二月三十一日以前に第十一條の規定による改正前の石油ガス税法(以下「旧石油ガス税法」という)第二十六條第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

6 平成二十四年十二月三十一日以前に第十二條の規定による改正前の石油石炭税法(以下「旧石油石炭税法」という)第二十三條第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る)に係るものを含む)については、なお従前の例による。

7 平成二十四年十二月三十一日以前に第十三條の規定による改正前の航空機燃料税法(以下「旧航空機燃料税法」という)第十九條第一項に規定する航空機の所有者等に対して行った同項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定による質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に

当該航空機の所有者等に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する航空機燃料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し当該航空機の所有者等と取引があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

8 平成二十四年十二月三十一日以前に第十四条の規定による改正前の電源開発促進税法（以下「旧電源開発促進税法」という。）第十二条第一項に規定する一般電気事業者に対して行つた同項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定による質問又は検査（同日以後引き続き行われる調査（同日以前に当該一般電気事業者に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する電気を供給したと認められる者その他自己の事業に關し当該一般電気事業者と取引があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（自動車重量税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十四条 第十五条の規定による改正後の自動車重量税法第十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号のいずれかに該当することとなる場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額について適用し、施行日前に当該各号のいずれかに該当することとなつた場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額については、な

お従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十五条 平成二十四年十二月三十一日以前に第十六条の規定による改正前の印紙税法（以下「旧印紙税法」という。）第二十一条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問又は検査（同日以後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に提出された旧印紙税法第二十一条第一項第一号に規定する物件又は同項第二号に規定する課税文書若しくはその写しに係る同項の規定による留置きについては、なお従前の例による。

（更正の請求に關する経過措置）
第三十六条 第十七条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）第二十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に第十七条の規定による改正前の国税通則法（以下「旧国税通則法」という。）第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

（国税の更正の期間制限に關する経過措置）
第三十七条 新国税通則法第七十条第一項（同項第一号に係るものに限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

2 新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人

の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた新国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた旧国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額については、なお従前の例による。

3 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第七十条第二項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

（国税の徴収権の消滅時効に關する経過措置）
第三十八条 新国税通則法第七十二条第一項（新国税通則法第七十条第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

（当該職員の問題検査等に関する経過措置）

第三十九条 新国税通則法第七十四条の二から第七十四条の六まで、第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分を除く。）及び第七十四条の十三の規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者又は調査等の提出義務者（同日以前に引き続き行われている調査又は徴収（同日以前にこれらの者に対して当該調査又は徴収に係る旧所得税法第二百三十四条、旧法人税法第百五十三条、旧法人税法第百五十五条において準用する旧法人税法第百五十三条、旧相続税法第六十条、第四十条の規定による改正前の地価税法第三十六条、旧消費税法第六十二条、旧酒税法第五十三条、旧たばこ税法第二十七条、旧揮発油税法第二十六条、旧地方揮発油税法第十四条の二、旧石油ガス税法第二十六条、旧石油石炭税法第二十三条、旧航空機燃料税法第十九条、旧電源開発促進税法第十二条又

は旧印紙税法第二十一条の規定による質問、検査、閲覧の要求、採取、移動の禁止又は封かんを行つていたものに限る。以下この条において「経過措置調査等」という。）に係るものを除く。）及び納税義務者の取引先等に対して同日以後に行う新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等（当該経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調査等の提出義務者 新国税通則法第七十四条の二第二項第一号口及び第七十四条の三第一項第一号口に掲げる者

二 納税義務者の取引先等 新国税通則法第七十四条の二第二項第一号ハ、同項第二号口、同項第三号口及び第四号口、第七十四条の三第一項第一号ハからトまで並びに同項第二号口及びハに掲げる者（新国税通則法第七十四条の二第二項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者、同条第三項の規定により同条第一項第三号口又は第四号口に掲げる者とみなされることとなる者及び新国税通則法第七十四条の三第三項の規定により同条第一項第二号口に掲げる者に含まれることとなる者を含む。）新国税通則法第七十四条の五第五号口及びハの規定により新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する当該職員による同項に規定する質問検査等の対象となることとなる者並びに新国税通則法第七十四条の六第一項第一号口及び第二号口に掲げる者

3 新国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等（経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

（提出物件の留置に關する経過措置）

第四十条 新国税通則法第七十四条の七及び第七

十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(行政手続法の適用除外に関する経過措置)

第四十一条 新国税通則法第七十四条の十四第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧国税通則法第七十四条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。ただし、旧所得税法第二百三十一条の二第一項に規定する居住者又は非居住者であつて平成二十五年において同項の規定の適用を受けない者(平成二十年から平成二十四年までのいずれかの年において同項の規定の適用を受けた者を除く。)について平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間に同項に規定する不動産所得、事業所得又は山林所得に係る新国税通則法第二十八条第一項に規定する更正又は決定及び新国税通則法第六十九条に規定する加算税に係る新国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定については、新国税通則法第七十四条の十四第一項(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第八条又は第十四条の規定による理由の提示に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第七十七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税又は施行日以後に新法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日の属する年分前の所得税又は施行日前に旧法人税法第七十四条第一項若しくは第

八十一条の二十二第二項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項(第二項に係る部分を除く。)並びに第十条の規定は、平成二十五年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該特定された者に対して当該調査に係る第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この項において「旧租税条約等実施特例法」という。)第九条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行つた同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項(第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第四十三条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第二十九条の三第七項及び第九項、第三

十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の二十四項及び第二十六項の規定は、平成二十五年一月一日以後にこれらの規定に規定する調査又は報告書提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の二第二十四項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調査又は報告書提出する義務がある者に対して行つたこれらの規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項(第四項に係る部分に限る。)及び第七項、第二十九条の二第九項、第十一項(第九項に係る部分に限る。)及び第十二項、第二十九条の三第八項、第十項(第八項に係る部分に限る。)及び第十一項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項(第十二項に係る部分に限る。)及び第十五項並びに第四十一条の二第二十五項、第二十七項(第二十五項に係る部分に限る。)及び第二十八項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項に規定する物件について適用する。

(エネルギー供給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十五条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定

による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第十条の二の二第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項」とする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四十六条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の二の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)第十条の二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定により

その年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額とする。
(事業基盤強化設備等取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)
第四十七条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十条の四第六項に規定する個人の平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第四十八条 附則第四十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
	次の各号に掲げる規定(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第十条の二の二第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)
	当該各号に定める金額を
第二項	又は第十条の四第四項
第三項	若しくは第十条の四第五項

(個人の減価償却に関する経過措置)
第四十九条 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十一条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた個人

が取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をする同条第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、同年分の所得税についての新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、「平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

4 新租税特別措置法第十一条の三(第一項に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

(個人の準備金に関する経過措置)
第五十条 旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人の平成二十五年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十五年一月一日において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額(同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。)を有する場合には、同年から平成二十八年までの各年(当該個人が旧租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者(以下この条において「中小企業者」という。)である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年)において、当該特別修繕準備金の金額の四分の一(当該個人が中小企業者である場合には、十分の一)に相当する金額次項において「四年等均等取崩金額」という。)を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額がその年の十二月三十一日における特別修繕準備金の金額(その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までに前項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 準備金設定資産(第二項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この項において同じ。)について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。)を完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合、その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 準備金設定資産をその用に供する事業(旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する事業をいう。)の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四 第二項、前三号及び次項の場合以外の場合

において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十五年から平成二十七年までの各年(当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十三年までの各年)に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。

6 旧租税特別措置法第二十條第六項から第八項までの規定は、平成二十五年から平成二十八年までの各年(当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年)において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第五十一條 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連

結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第五十二條 旧租税特別措置法第四十二條の三の二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同条第二項に規定する協同組合等の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度(同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。）」とする。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十三條 新租税特別措置法第四十二條の四第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に確定申告書等(期限後申告書を除く。以下同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第五十四條 新租税特別措置法第四十二條の四の二第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー供給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五條 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二條の五第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、

同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第三項	第四項	第五項	第十一項
第四十二條の四、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二條の六第二項	次条第二項	第六十八條の十第二項	第六十八條の十第二項 同法第六十六條第一項 第四十二條の四第十一項(前条第七項) 次条第五項、第四十二條の六第五項	第六十八條の十第二項 同法第三十二條
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。第四項において「平成二十三年改正法」という。第十九條の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。第四十二條の四、新租税特別措置法第四十二條の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二條の六第二項、新租税特別措置法第四十二條の九、新租税特別措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二條の十二	新租税特別措置法第四十二條の五第二項	平成二十三年改正法附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び第十一項において「旧効力措置法」という。第六十八條の十第二項	旧効力措置法第六十八條の十第二項 法人税法第六十六條第一項 新租税特別措置法第四十二條の四第十一項(新租税特別措置法第四十二條の四の二第七項) 新租税特別措置法第四十二條の五第五項、新租税特別措置法第四十二條の六第五項	旧効力措置法第六十八條の十第二項 法人税法第三十二條

第十二項		第六十八條の十第三項	旧効力措置法第六十八條の十第三項
又は租税特別措置法第四十二條の五第二項		又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の五第二項	並びに旧効力単体措置法第四十二条の五第二項
並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項		並びに旧効力単体措置法第四十二条の五第二項	並びに旧効力単体措置法第四十二条の五第二項
第十三項		租税特別措置法第四十二条の五第五項（	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の五第五項（
租税特別措置法第四十二条の五第五項「		旧効力単体措置法第四十二条の五第五項「	旧効力単体措置法第四十二条の五第五項「
(エネルギー環境負担低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)		第五十六条	前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第二項		第四十二条の十二	第四十二条の十二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項、第三項及び第五項
法人税の額の百分の二十に相当する金額		法人税の額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）	法人税の額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
第三項		控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額
2		新租税特別措置法第四十二条の五第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。	得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置
第六十条		新租税特別措置法第四十二条の十第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。	第六十一条 新租税特別措置法第四十二条の十一第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。
第六十二条		新租税特別措置法第四十二条の十二第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。	第六十三条 附則第五十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第一項		次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一

第十二項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第十三項	第六十五條の六第二項	旧効力単体措置法第五十五條の六第二項
第十四項	第六十八條の四十五第一項	旧効力連結構置法第六十八條の四十五第一項
第十五項	第六十五條の六第二項	旧効力単体措置法第五十五條の六第二項
	第六十八條の四十五第十三項	旧効力連結構置法第六十八條の四十五第十三項

2 旧租税特別措置法第五十七條の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合)は、当該連結事業年度開始の日において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額(同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。)を有する場合)は、当該開始の日以後四年(当該法人が新租税特別措置法第四十二條の四第六項に規定する中小企業者(以下この条において「中小企業者」という。)である場合には、十年)以内の日を含む各事業年度(連結事業年度に該当する事業年度を除く。)において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八(当該法人が中小企業者である場合には、百二十)で除して計算した金額(次項において「四年等均等取崩金額」という。)に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額(その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(附則第八十二條第四項の規定により益

金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合)は、その前日を含む連結事業年度終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額(同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産(同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。)を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。)を完了した場合。その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額。

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わ

ないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。)その行わないこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額。

三 合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合。当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額。

四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における特別修繕準備金の金額。

5 第二項の規定の適用を受ける法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合)は、当該連結事業年度開始の日以後三年(当該法人が中小企業者である場合には、九年)を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合)は、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特別修繕準備金

の金額については、第二項、前項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

6 第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

7 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合(附則第八十二條第六項前段に規定する場合を除く。)には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

9 前項又は附則第八十二條第六項の場合において、これらの規定の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。)がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができるときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の

金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第八項又は附則第八十二条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数」を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に該当する）の月数）を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、

11 第二項の規定の適用を受ける法人が適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特

別修繕準備金の金額）とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。

13 第十一項又は附則第八十二条第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができるときは、当該事業年度終了の日ににおける特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14 第十一項又は附則第八十二条第八項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第八項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数」を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）」

を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

15 第二項の規定の適用を受ける法人が適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

16 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあっては、当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

17 第十五項又は附則第八十二条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出

することができるときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第十五項又は附則第八十二条第十一項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物出資の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数」を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（商工組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置）
第六十六条 旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の平成二十四年四月一日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十七條 新租税特別措置法第六十二條第八項の規定は、平成二十五年一月一日以後に法人に對して行つた新租税特別措置法第七十四條の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第三十九條第一項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十二條第八項の法人に對して行つた旧法人税法第五十三條（旧法人税法第五十五條において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第二十五條に規定する経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十八條 新租税特別措置法第六十六條の四第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に對して行つた質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該法人に對して当該調査に係る旧法人税法第五十三條又は旧法人税法第五十五條において準用する旧法人税法第五十三條の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十六條の四第八項に規定する同種の事業を営む者に對して行つた同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六條の四第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

3 新租税特別措置法第六十六條の四第十六項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三條第

一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十六條の四第十七項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六條の四第十五項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十六條の四第二十項の規定は、施行日以後に同条第十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

6 施行日から平成二十四年十二月三十一日まで（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第六十九條 旧租税特別措置法第六十八條の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）とする。

（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十條 新租税特別措置法第六十八條の九第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第七十一條 新租税特別措置法第六十八條の九の第二項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特

別控除に関する経過措置）

第七十二條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八條の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	
第六十八條の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九、新租税特別措置法第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十一第二項
第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二	新租税特別措置法第六十八條の十三、新租税特別措置法第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八條の十五の二
次条第二項	新租税特別措置法第六十八條の十第二項
第四十二條の五第二項	平成二十三年改正法附則第五十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（第十二項において「旧効力措置法」という。）第四十二條の五第二項
第六十八條の九第十一項（前条第七項）	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項（新租税特別措置法第六十八條の九の二第七項）
次条第五項、第六十八條の十一第五項	新租税特別措置法第六十八條の十第五項、新租税特別措置法第六十八條の十一第五項

第十二項	第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の百第一項及び第六十八條の百八第一項	新租税特別措置法第六十八條の十三第四項、新租税特別措置法第六十八條の十四第五項、新租税特別措置法第六十八條の十五第五項、新租税特別措置法第六十八條の百第一項及び新租税特別措置法第六十八條の百八第一項
	第四十二條の五第二項	旧効力措置法第四十二條の五第二項
第十三項	同法第二條第三十一號	法人税法第二條第三十一號
	第四十二條の五第三項	旧効力措置法第四十二條の五第三項
第十四項	又は租税特別措置法第六十八條の十第二項	又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十第二項
	並びに租税特別措置法第六十八條の十第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八條の十第二項
第十五項	「租税特別措置法第六十八條の十第五項」	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の十第五項」
	租税特別措置法第六十八條の十第五項	旧効力連結措置法第六十八條の十第五項
第十六項	及び租税特別措置法第六十八條の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八條の十第五項
	及び旧効力連結措置法第六十八條の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八條の十第五項

第三項	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八條の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八條の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
第四項	控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八條の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額
	同項	前項
第五項	又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額	若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は旧効力措置法第六十八條の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額
	同項	前項

2 新租税特別措置法第六十八條の十第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等取得した場合の特例）
別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置

第七十四條 新租税特別措置法第六十八條の十一第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が事業基盤強化設備等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十六条 新租税特別措置法第六十八条の十三第六項及び第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十七条 新租税特別措置法第六十八条の十四第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結

確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第六十八条の十五の二第四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八十条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

次の各号に掲げる規定

当該各号に定める金額を

次の各号に掲げる規定(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という)第六十八条の十二第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)

当該各号に定める金額(旧効力措置法第六十八条

の十二第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。を

第二項 又は第六十八条の十五第三項
第三項 若しくは第六十八条の十五第四項
第六十八條の十第三項
第六十八條の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十第四項

2 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。)をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定の適用については、同項中「当該連結事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十四年四月一日から当該連結

事業年度終了の日までの期間」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第六十八条の二十一第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

4 新租税特別措置法第六十八条の二十五第一項に係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)
第八十二条 連結親法人又は当該連結親法人によ

る連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項の表の各号の上欄に掲げるものに該当するものの平成二十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条

(第三項から第五項まで及び第十項から第十五項までに係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第五十五条の六第一項
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第四項及び第五項	第五十五条の六第一項
旧効力措置法第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十項	第五十五条の六第一項
「第五十五条第十一項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第六十八条の四十五第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八条の四十五第二項
「同条第十一項」とあるのは「第	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第
第五十五条の六第十一項	第五十五条の六第十一項
第十一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第六十八條の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八條の四十五第二項
第五十五條の六第十二項	旧効力単体措置法第五十五條の六第十二項

第十三項	第五十五条の六第一項
旧効力措置法第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十四項	第六十八條の四十五第二項
旧効力連結措置法第六十八條の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八條の四十五第二項
第五十五條の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五條の六第十四項

2 旧租税特別措置法第六十八條の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度の開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度の開始の日)において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額(同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。)を有する場合に、当該開始の日以後四年(当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八條の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人(以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。)である場合には、十年)以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して計算した金額(次項において「四年等均等取崩金額」という。)に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額(その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額(附則第六十五條第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度(当該連結事業年度の開始の日の前日

4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産(同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。)を移転した場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度(第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 一 準備金設定資産について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。)を完了した場合、その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合(次号に該当する場合を除く。)その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 三 合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度

開始の日(第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合併法人に準備金設定資産を移転した場合、当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額を四 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつては、その破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。)その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額

五 第二項及び前各号の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

五 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

7 前項又は附則第六十五条第八項の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合)には、当該事業年度後の各連結事業年度に

日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格合併の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度開始の日)から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

8 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

9 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度(同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。)については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格分割の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数)とする。

10 第八項又は附則第六十五条第十一項の分割承継法人(その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格分割の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数)とする。

11 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度(同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。)については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数)とする。

13 第十一項又は附則第六十五条第十五項の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格現物出資の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。

14 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

15 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度(同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。)については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格分割の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数)とする。

る。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度終了の日は、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）
第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の規定は、平成二十五年一月一日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行う新国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第三十九条第一項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行った旧法人税法第百五十三条（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第二十五条に規定する経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

第五部 財政金融委員会会議録第三号 平成二十三年十一月二十五日 【参議院】

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）
第八十四条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する連結法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該連結法人に対して当該調査に係る旧法人税法第百五十三条又は旧法人税法第百五十五条において準用する旧法人税法第百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の八十八第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。
3 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十七項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。
4 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。
5 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一項の規定は、施行日以後に同条第十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

6 施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十三項の規定の適用については、同項中「第六項まで及び第九項」とあるのは、「第六項まで」とする。
（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）
第八十五条 新租税特別措置法第六十九条の五第一項、第七十条の三第一項から第三項まで、第七十条の四第三項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項の規定は、平成二十四年一月一日以後の贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。
（酒税等の特例に関する経過措置）
第八十六条 新租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する新国税通則法第七十四条の四第一項又は第七十四条の五第二号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取

を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行った旧法の規定において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。
（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）
第八十七条 〇から第八十九条まで
（この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。）
2 平成二十四年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間に、原油（石油石炭税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）、若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず

新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取

ず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき
二千二百九十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき三千三百四十

円

三 石炭 一トンにつき九百二十円

3 平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租稅特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき
二千五百四十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円

三 石炭 一トンにつき千四百四十円

4 平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭

税の税額については、第二項の規定を適用する。

5 平成二十五年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り。）に

ついて、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

6 平成二十七年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限り。）に

ついて、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租稅特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

法律第十三条第三項

租稅特別措置法第九十条の四第一項

租稅特別措置法第九十条の四の二第一項

租稅特別措置法第九十条の四の三第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）
第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）
七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

同法第九十条の四第七項

同法第九十条の四の二第五項

同法第九十条の四の三第五項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）
これら（昭和二十九年法律第百四十九号）の三の規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）
第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百一十二号）
第二条第一項

8 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十五年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品

品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十七年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第五項において準用する関税率	

同表の下欄に掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における当該原油若しくは石油製
品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税
の税額については、新租税特別措置法第九十
条の三の二の規定を適用する。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の
軽減に関する経過措置)

第八十八条 平成二十四年四月一日から平成二
十五年三月三十一日までの間における新租税特別
措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規
定の適用については、同条第一項中「前条」とあ
るのは「前条及び経済社会の構造の変化に対応
した税制の構築を図るための所得税法等の一部
を改正する法律(平成二十三年法律第 号)
附則第八十七條第二項」と、同条第五項中「前条
第三号に定める税率」とあるのは「経済社会の構
造の変化に対応した税制の構築を図るための所
得税法等の一部を改正する法律附則第八十七條
第二項第三号に定める税率」とする。

12 平成二十四年四月一日から同年十二月三十一
日までの間における新租税特別措置法第九十
条の三の三第二項及び第三項の規定の適用につ
いては、同条第二項中「第十八条の二、第二十
一条及び第二十二條(第一号を除く。並びに国
税通則法第七十四條の五第四号(ロ及びニを除
く。第七十四條の七から第七十四條の十一ま
で、第七十四條の十二第五項及び第七十四條の
十三」とあるのは「第二十一條、第二十二條(第
一号を除く。及び第二十三條(第一項第二号及
び第四号並びに第三項を除く。))と、「石油石炭
税法第十八條の二中「第四條及び第十三條から
第十七條まで」とあるのは「租税特別措置法第九
十條の三の三第四項及び第五項」と、同法「とあ
るのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条
並びに第二十三條第一項及び第二項」と、「とい
う」とあるのは「この条」という。を同法第九十
條の三の三第一項」と、「国税通則法第七十四條
の五第四号イ中「原油等(同法第四條第二項納
税義務者に規定する原油等)」とあるのは「苛性

ソーダ製造用特定石炭(租税特別措置法第九十
条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭
と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」
とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同
法第七十四條の十二第五項中「同法第二十一條
第一号(定義に規定する原油、同条第三号に規定す
るガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原
油、同条第四号に規定する原油等)」とあるのは「苛性ソー
ダ製造用特定石炭」とあるのは「同法第二十三
條第一項第一号中「原油等」とあるのは「苛性
ソーダ製造用特定石炭」と、同項第三号中「原油
等又は前号に規定する原油等」とあるのは「苛性
ソーダ製造用特定石炭」と、同条第二項中「原
油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原
油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」
と、同条第四項中「第四條及び第十三條から第
十七條まで」とあるのは「租税特別措置法第九
十條の三の三第四項及び第五項」と、同条第三
項中「国税通則法第七十四條の五第四号(ロ及び
ニ)」とあるのは「第二十三條第一項第二号及び
第四号並びに第三項」と、「準用される同項」と
あるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法
第二十一條」とあるのは「同法第二十一條に」
と、「同法第二十四條」とあるのは「同法第二十
五條」と、「第五号に係る部分に限る」とあるの
は「第一号から第四号まで及び第六号中同法第
二十三條第一項第二号に係る部分を除く」と、
「第二十五條第一項並びに国税通則法第二百二
十七條(第二号及び第三号中同法第七十四條の五
第四号イに係る部分に限る。及び第二百二十九
條とあるのは「第二十六條第一項」とする。

(特定の石油製品を特定の運送の用に供した場
合の石油石炭税の還付に関する経過措置)
第八十九條 平成二十四年四月一日から平成二
十五年三月三十一日までの間における新租税特別
措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用に
ついては、同項本文中「第九十条の三の二第一
号に定める税率」とあるのは、「経済社会の構造
の変化に対応した税制の構築を図るための所得

税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法
律第 号)附則第八十七條第二項第一号に
定める税率とする。

2 平成二十四年四月一日から同年十二月三十一
日までの間における新租税特別措置法第九十条
の三の四第三項及び第四項の規定の適用につ
いては、同条第三項中「及び第二十二條(第一号を
除く。並びに国税通則法第七十四條の五第四号
(ロ及びニを除く。第七十四條の七から第七
十四條の十一まで、第七十四條の十二第五項及
び第七十四條の十三」とあるのは「第二十二條
(第一号を除く。及び第二十三條第一項第二号
及び第四号、第三項並びに第四項を除く。))と、
「石油石炭税法第二十一條」とあるのは「同法
第二十一條中」と、「この条」とあるのは「この条
並びに第二十三條第一項及び第二項」と、「とい
う」とあるのは「この条」という。を同法第九
十條の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四
條の五第四号イ中「原油等(同法第四條第二項(納
税義務者に規定する原油等)」とあるのは「特定
用途石油製品(租税特別措置法第九十条の三の
四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原
油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定
用途石油製品」と、同法第七十四條の十二第五
項中「同法第二十一條第一号(定義に規定する原油、
同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは
原油等)」とあるのは「同法第二十三條第一項
第一号中「原油等」とあるのは「同法第二十三
條第一項第一号中「原油等又は前号に規定する
原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七
十四條の五第四号(ロ及びニ)」とあるのは「第
二十三條(第一項第二号及び第四号、第三項及
び第四項中「準用される同項」とあるのは「準
用される前項」と、「準用される石油石炭税法
とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税
法第二十一條」とあるのは「同法第二十一條

に」と、「第二十四條」とあるのは「第二十五條」
と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第
一十号から第四号まで及び第六号中同法第二十
三條第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十
五條第一項並びに国税通則法第二百二十七條(第
二号及び第三号中同法第七十四條の五第四号イ
に係る部分に限る。及び第二百二十九條」とある
のは「第二十六條第一項」とする。

(石油石炭税の特例に関する経過措置)
第九十條 新租税特別措置法第九十条の四の二第
二項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税
特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第
九十条の三の四第三項(これらの規定中新国
税通則法第七十四條の七に係る部分に限る。
の規定を準用する部分を除く。の規定(以下こ
の項において「新法の規定」という。は、平成二
十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者
に対して行つた新法の規定において準用する新
国通則法第七十四條の五第四号の規定による質
問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取
(同日前を引き続き行われていた調査(同日前
にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特
別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九
十條の六の二第五項又は附則第八十八條第二
項若しくは附則第八十九條第二項の規定により読
み替えて適用される租税特別措置法第九十条の
三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項
の規定(以下この項において「旧法の規定」とい
う。))において準用する旧石油石炭税法第二十
三條の規定による質問、検査又は採取を行つて
いたものに限る。以下この項において「経過措置
調査」という。に係るものを除く。について適
用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対し
て行つた旧法の規定において準用する旧石油石
炭税法第二十三條の規定による質問、検査又は
採取(経過措置調査に係るものを含む。につ
いては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十二条 第二十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調査法」という。）第五

条第一項及び第三項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求、同日前から引き続き行われている調査、同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五項第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に経過措置調査を提出する義務がある者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

第九十一条 第二十条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新輪徴法」という。）第二

十二条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求、同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この項において「旧輪徴法」という。）第二十二

条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧輪徴法第二十二

条第一項に規定する者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新輪徴法第二十二條第二項、第四項 同条第二項に係る部分に限る。）及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

3 新輪徴法第二十二條第五項及び第六項（同条第五項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する者に

対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十二条 第二十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調査法」という。）第五

条第一項及び第三項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求、同日前から引き続き行われている調査、同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五項第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に経過措置調査を提出する義務がある者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新国外送金等調査法第五項第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条 第二十二條の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次項において「新特別措置法」という。）第十九條第一項

（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十二條の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十九條第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同

日前に旧特別措置法第十九條第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第十九條第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四條の七に規定する物件について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九十四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「、第四十二條の五の二第五項」及び「、第四十二條の七第七項」を削る。

第二十三條第一項中「、第六十八條の十の二第五項」及び「、第六十八條の十二第七項」を削る。

（国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち所得税法等の一部を改正する法律附則第六十八條の次に一条を加える改正規定中「附則第六十八條」を「附則第六十四條」に改め、附則第六十八條の二を附則第六十四條の二とする。

（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四十九條第四項中「平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」を「平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第九十七条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項を削る。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第九十八条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五条 削除
(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第九十九条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「七年」を「九年に」としてを」と、「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」としてに改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第百条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第十五条第一項の項を削る。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第百一条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第百二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(関税率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三条 関税率法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第百五条第一項第六号の改正規定中「及び次条」を削る。

第三条中関税法第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に次の一条を加える。

(輸入者に対する調査の事前通知等)

第百五条の二 関税通則法第七十四条の九

(第三項を除く。)から第七十四条の十一(第四項及び第五項を除く。)まで(納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手續)の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し

前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十四條の十一第一項

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四條の九第一項	税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四條の十一(調査の終了の際の手續)までにおいて同じ。)	税関長
国税庁等又は税関	税関	

第七十四條の九第二項		第七十四條の十		第七十四條の十一第一項	
納税義務者	輸入者	納税義務者	輸入者	納税義務者(第七十四條の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)	輸入者
税務署長等	税関長	税務署長等	税関長	更正決定等(第三十六條第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)	更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
国税に	関税に	国税に	関税に	国税	関税
同条第三項第一号に掲げる納税義務者	輸入者	同条第三項第一号に掲げる納税義務者	輸入者	更正決定等(第三十六條第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)	更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
国税庁等若しくは税関	税関	国税庁等若しくは税関	税関	更正決定等(第三十六條第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)	更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
納税義務者	輸入者	納税義務者	輸入者	納税義務者(第七十四條の九第三項第一号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)	輸入者
納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)	輸入者	納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)	輸入者	納税義務者(当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。)	輸入者
第七十四條の二から第七十四條の六まで(当該職員の質問検査権)	関税法第百五条第一項第六号(税関職員の権限)	第七十四條の二から第七十四條の六まで(当該職員の質問検査権)	関税法第百五条第一項第六号(税関職員の権限)	第七十四條の二から第七十四條の六まで(当該職員の質問検査権)	関税法第百五条第一項第六号(税関職員の権限)
調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)	調査	調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)	調査	調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)	調査
(以下同条)	(以下第七十四條の十一)	(以下同条)	(以下第七十四條の十一)	(以下同条)	(以下第七十四條の十一)

第七十四条の十一第二項	国税	関税
第七十四条の十一第三項	納税義務者	輸入者
期限後申告	輸入者	関税法第七条の四第一項(期限後特例申告)の規定による期限後特例申告
納税申告書	これらの申告に係る申告書	
納税義務者	輸入者	
期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出	
第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)	関税法第一百五条第一項第六号(税関職員の権限)	

附則第一条第三号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第四号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号」に改める。

附則第二条第三項中「及び第五項において「輸入者等」を「輸入者等」に改め、同条第五項中「輸入者等」を「輸入者」に改める。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の三の四の改正規定を削る。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の四の改正規定の次に次のように加える。

第九十条の五第一項中「第二七〇・一九号の一の(三)の下に「若しくは第二七二〇・二〇号の一の(四)」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第四百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定

によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。